

2022年度 品質管理レビューの概要

Quality Control Committee 2023
OVERVIEW

目 次

トップメッセージ	1
《品質管理レビュー制度に関する用語》	3
【第1部 制度の概要】	4
1. 日本公認会計士協会の概要	6
2. 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組	7
3. 品質管理レビュー制度等	8
4. 上場会社監査事務所登録制度	22
5. 公認会計士・監査審査会との関係	25
【第2部 実施状況及び実施結果】	26
1. 品質管理レビューの実施状況及び実施結果	28
2. 通常レビューにおける改善勧告事項	41
3. 上場会社監査事務所名簿等の状況	46
4. 品質管理レビュー制度改正後の振返り	48

本冊子「2022年度品質管理レビューの概要」は、品質管理レビューに係る基本的な制度説明や2022年度の運用状況を簡潔に取りまとめ、品質管理レビューの実施結果等の全体的な俯瞰や趨勢分析に焦点を当てて記載しています(本冊子と各資料との関係については、下表のとおりです)。

本冊子 「2022年度品質管理レビューの概要」	品質管理レビュー制度の概要及び2022年度の運用状況を取りまとめ、全体的な俯瞰や趨勢を分析した冊子です。
「2022年度品質管理レビューの概要 (資料編)」	本編に係る補足資料として品質管理レビュー制度に関連する情報や品質管理レビューの実施状況・実施結果の推移等の数値情報を取りまとめた資料です。
「2022年度品質管理レビュー事例解説 集(I部・II部)」	品質管理レビューにおいて、発見されている改善勧告事項の具体的な事例について取りまとめた資料です。I部は品質管理レビュー制度の概要と改善勧告事項の意義を説明し、改善勧告事項の中で基本的かつ重要な項目を取り上げて、分かりやすく取りまとめています。また、II部では監査品質の向上のための実務に資するよう改善勧告事項を項目別に多くの領域で取り上げています。

本冊子「2022年度品質レビューの概要」を含む、上表の冊子等については、以下の当協会のウェブサイトにデータ掲載していますので、ご参照ください。

URL : <https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>



なお、品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2022年5月から2023年4月までに品質管理委員会において決議したものを2022年度分として取り扱っています。

トップメッセージ



コロナ禍の影響もあり、経済・社会のデジタル化が急速に進展していることなどを背景に、近年、私たち社会を取り巻く環境は大きく変化しています。デジタルトランスフォーメーション(DX)を通じたイノベーションの推進等の変化に、公認会計士は自らが順応するとともに、変化に対応しようとする企業・組織等を支援し、また社会のイノベーション推進に参画していく必要があります。さらに、SDGsに対する世界的な支持の広がりやESG投資の急速な普及により、サステナビリティ情報の開示・保証のニーズが高まっていることへの積極的対応も期待されています。

また、このような環境変化の中で、我が国の経済社会の発展と企業の国際競争力の強化に寄与するべく、サステナビリティ、気候変動対応、コーポレートガバナンスに関する開示や四半期開示制度の見直し等、社会の変化を踏まえた議論が行われています。当協会は、開示制度の一層の充実に向けて多くのステークホルダーと積極的に対話を実施するとともに、公共の利益に貢献する立場から積極的に意見の発信を行っています。

2022年は、15年ぶりに公認会計士法が改正され、上場会社等監査人登録制度を中心とした制度整備を行うなど、公認会計士業界において大きな転換期となりました。これまで、上場会社監査事務所登録制度は、社会的影響度の高い上場会社を監査する監査事務所について、品質管理レビューと一体として機能させてまいりましたが、上場会社監査の担い手の拡大を背景に、より一層の会計監査の信頼性確保のための取組として、上場会社等の監査人に関する登録制度が、法令上の登録制度として定められました。「上場会社等監査人登録制度」の運用については、これまでの知見・ノウハウを活用する目的から、当協会が、引き続きこれを行うこととなり、更なる体制の強化として、2023年4月1日から上場会社等監査人登録審査会を設置し運営しています。

品質管理レビューは、監査事務所の品質管理体制の整備及び運用の状況をレビューすることを通じて、監査事務所が行う監査品質の適切な水準の維持及び向上を図るとともに、レビューの実施状況を広く一般に開示することで制度の実効性を高め、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保する役割を担っています。さらに、上場会社等監査人登録制度を運用することにおいても、品質管理レビューが果たす役割はこれまで以上に重要となります。引き続き当協会は、資本市場関係者からの要請に応え、社会に新たな信頼を創ることで、社会のより良い未来に貢献できるよう、制度の厳格な運用と更なる充実に取り組んでまいります。

2023年6月

日本公認会計士協会

会長

茂木 哲也

品質管理委員会 委員長メッセージ

当協会は、公認会計士の自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上に向けた様々な施策を実施しています。このうち、当協会の自主規制の重要な取組の一つとして導入している品質管理レビュー制度は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、不備が発見された場合には指摘を行い、改善を促すなどの指導・監督を行うことにより、監査事務所の一定水準の監査品質の確保を図るものです。2022年5月の公認会計士法改正により、上場会社の監査を行う監査事務所の登録制度が法制化され、2023年4月1日から運用が開始されました(本冊子では、



2023年3月31日までの当協会の上場会社監査事務所登録制度における品質管理委員会及び上場会社監査事務所部会の運用状況を取りまとめています。)。上場会社等の監査を行う監査事務所に対しては、「より高い規律」が求められることとなります。当協会は、新制度の着実な実行に向け取組を進めてまいります。

さて、今年度を振り返りますと、2019年7月の会則変更によって改正された品質管理レビュー制度の3年目の運用となり、監査事務所の規模、監査事務所が実施する監査業務のリスクの程度等を勘案した実施頻度の検討、不備事項の重要度、改善措置の対応状況等を考慮した改善状況の確認方法の検討など、リスク・アプローチを徹底し、監査事務所の状況に応じた深度あるレビューを実施に努めました。

また、監査報告書に記載する「監査上の主要な検討事項」(KAM)については、2021年度から継続して重点的实施項目に定め、確認を行うとともに、2022年に品質管理基準の改訂が行われたことに伴い、適用に向けた監査事務所の対応状況について、確認しました。

他方、残念なことに、監査事務所における監査調書の整理、管理及び保存に関し、適切な運用がなされていないことに関して金融庁から行政処分が行われるという事案が複数生じ、監査事務所に対する注意喚起を改めて文書で行いました。監査調書の適切な整理、管理及び保存は、品質管理レビューの適切な執行の前提となるものであり、会員各位には今一度厳正な対応を望みます。

公認会計士が、監査を通じて資本市場の信頼の基盤である企業情報開示の信頼性の確保に貢献していくためには、監査役等や資本市場関係者の皆様に当協会の自主規制の取組を広く継続的に情報発信し、ご理解いただくことが重要と考えています。本冊子のほか、「2022年度品質管理レビューの概要(資料編)」及び品質管理レビューに係る具体的な事例をまとめた「品質管理レビュー事例解説集 I 部・II 部」も併せて公表しており、これらが品質管理レビュー制度等に対するご理解の一助となれば幸いです。

委員長 小倉 加奈子

《品質管理レビュー制度に関する用語》

本冊子及び各資料における用語集としてご利用ください。

品質管理レビュー	監査事務所が行う監査の品質管理のシステムの整備及び運用の状況について、当協会が確認する制度
通常レビュー	監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為
特別レビュー	監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を通知し、必要に応じ改善を勧告するとともに適切な措置を決定し、当該勧告に対する改善状況の報告を受ける行為
改善状況の確認	品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、原則として翌年度に書面(改善状況報告書)による改善状況の報告を求めるが、改善が認められないと判断した場合等に改善措置の状況を確認するための行為(レビュー)
通常レビュー対象監査事務所	公認会計士法上の大会社等及び一定規模以上の信用金庫等と監査契約を締結している監査事務所 ※登録事務所とその他の監査事務所で構成されます。
登録事務所	上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所
その他の監査事務所	登録事務所以外の監査事務所
品質管理レビュー報告書	監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関する品質管理レビューの実施結果を記載した書類
改善勧告書	改善が必要な事項が見受けられる監査事務所に対し交付する、監査事務所の品質管理のシステムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項を区分して記載した書類
改善勧告事項	職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する準拠違反が発生している懸念があると認められた事項
改善計画書	品質管理レビュー報告書等の受領後、改善勧告書において指摘された重要な不備事項及び極めて重要な不備事項に対する監査事務所として既に実施した又は実施を計画する改善措置について、監査事務所が作成する書類
大手監査法人	レビュー対象期間に属する日付を付した監査報告書に係る上場会社の監査業務数を100社以上有し、かつ、常勤の専門要員が1,000人以上いる監査法人 ※当該基準により大手監査法人と定義された監査事務所は、原則として、それ以降のレビュー対象年度において継続して大手監査法人として取り扱います。本冊子では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及び PwC あらた有限責任監査法人の4法人を指します。
準大手監査法人	大手監査法人に準ずる規模の監査法人 ※本冊子では仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及び PwC 京都監査法人の5法人を指します。



第1部 制度の概要

1 日本公認会計士協会の概要

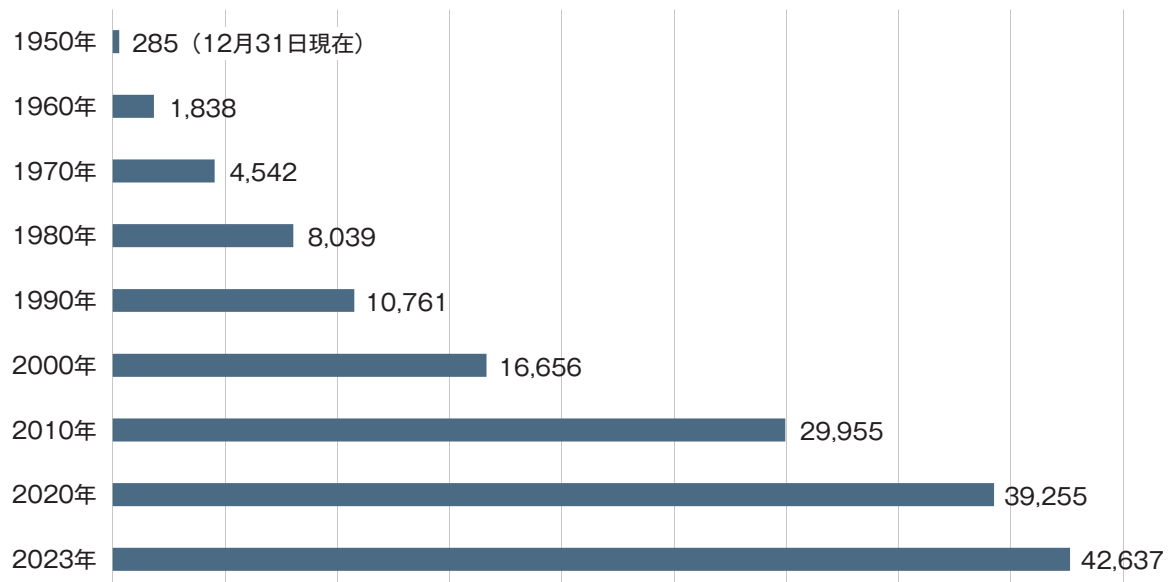
日本公認会計士協会は、公認会計士がその使命を全うするために公認会計士の指導・監督に努め、その資質向上に尽力しています。

当協会は、日本における唯一の公認会計士の団体です。1949年に任意団体として発足し、1966年に公認会計士法(以下「法」といいます。)で定める特殊法人となりました。また、2004年4月には、特別の法律により設立される民間法人(特別民間法人)となりました。

当協会の会員は、公認会計士及び外国公認会計士並びに監査法人で構成され、当協会の準会員は、会計士補、公認会計士試験合格者等で構成されています。2023年3月31日現在の会員数は公認会計士及び外国公認会計士34,438人、監査法人279事務所、準会員数は会計士補、公認会計士試験合格者等7,920人で、準会員を含む会員数は42,637です。

当協会は、会計プロフェッションの自主規制団体として、職業倫理の保持、会員の資質の維持・向上、業務の品質維持などに係る様々な活動を行っています。

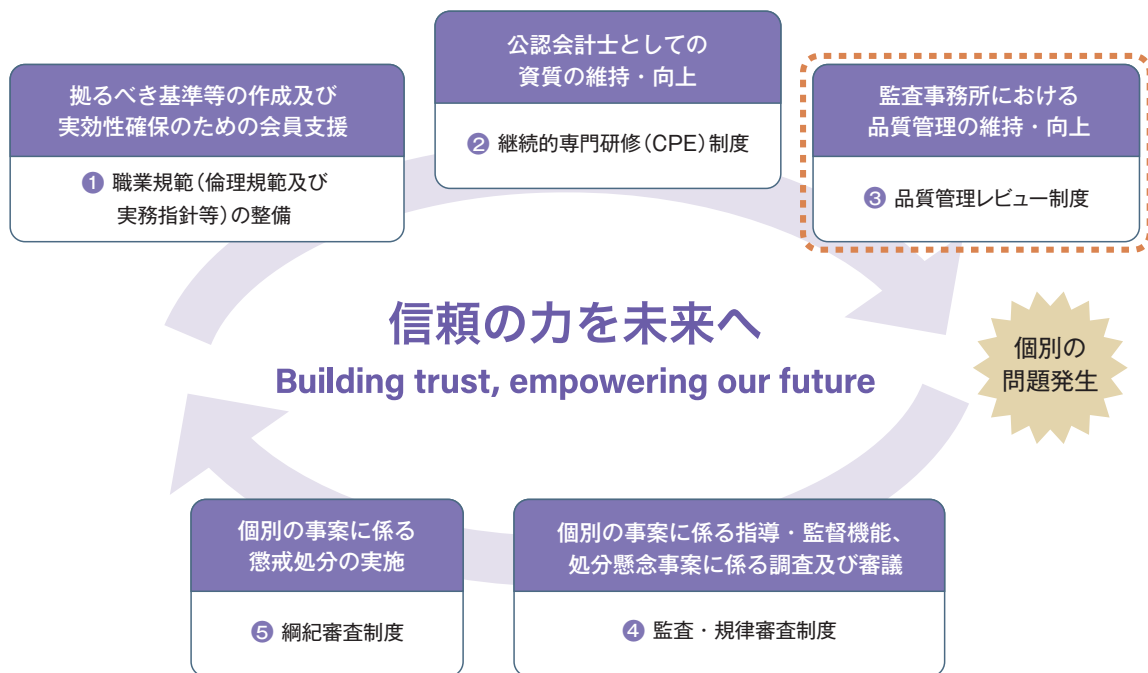
【会員数の推移(各年3月31日現在)】



2 自主規制団体としての日本公認会計士協会の取組

当協会は、会員の資質を常に高く保つ自主規制団体として、公認会計士業務の質的水準の維持・向上を図り、もって公認会計士業務に対する社会的信頼を確保するため、自主規制の取組を行っています。

「品質管理レビュー制度」は、当協会が自主規制として実施する重要な取組の一つです。



※ 継続的専門研修(CPE)制度は、2023年4月1日以降、継続的専門能力開発(CPD)制度に改められています。

3 品質管理レビュー制度等

(1)品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度の概要

① 品質管理レビュー制度

当協会は、自主規制の取組の一環として、監査業務の適切な質的水準の維持・向上を図り、監査に対する社会的信頼を確保することを目的とした品質管理レビューを1999年度から実施しています。

当協会に設置した品質管理委員会は、品質管理レビューを実施することにより、監査法人又は公認会計士(以下併せて「監査事務所」といいます。)の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認し、その結果を監査事務所に通知するとともに、必要に応じて改善を勧告し適切な措置を決定します。

なお、品質管理レビューは、指導及び監督の性格を有するものであり、摘発・懲戒を行うことや監査事務所が表明した監査意見の形成に介入することを目的とするものではありません。

② 上場会社監査事務所登録制度

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所(以下「上場会社監査事務所」といいます。)における監査の品質管理体制の更なる充実強化を図るため、2007年度に上場会社監査事務所登録制度を導入しました。品質管理委員会に上場会社監査事務所部会を設置し、当該部会に上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿等を備え、品質管理委員会において決定した名簿への登録可否や措置の結果を開示する運用を行っています。

【留意事項】

上場会社監査の担い手の裾野の拡大を背景として、2022年5月11日に、公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律が成立しました。改正法では、上場会社等の監査に関する登録制度は、法制上の登録制度として定められており、これまでの知見・ノウハウを活用する目的から、当協会が、制度の運用を引き続き行うこととなります。

改正法を踏まえ、当協会は、関連する協会内の諸制度の変更を行い、2023年4月1日から、「上場会社等監査人登録制度」を運営しています。

なお、この制度変更に伴い、2023年4月1日以降、上場会社の監査を行う監査事務所の登録その他の取扱いに関しては、「品質管理委員会」から「上場会社等監査人登録審査会(新設)」に所掌が移ります。

本冊子では、2023年3月31日までの当協会の上場会社監査事務所登録制度における品質管理委員会及び上場会社監査事務所部会の運用状況を取りまとめています(詳細は、「4.上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください)。

2023年3月31日までの「上場会社監査事務所登録制度」と、2023年4月1日からの「上場会社等監査人登録制度」との比較対照表は、次のとおりです。

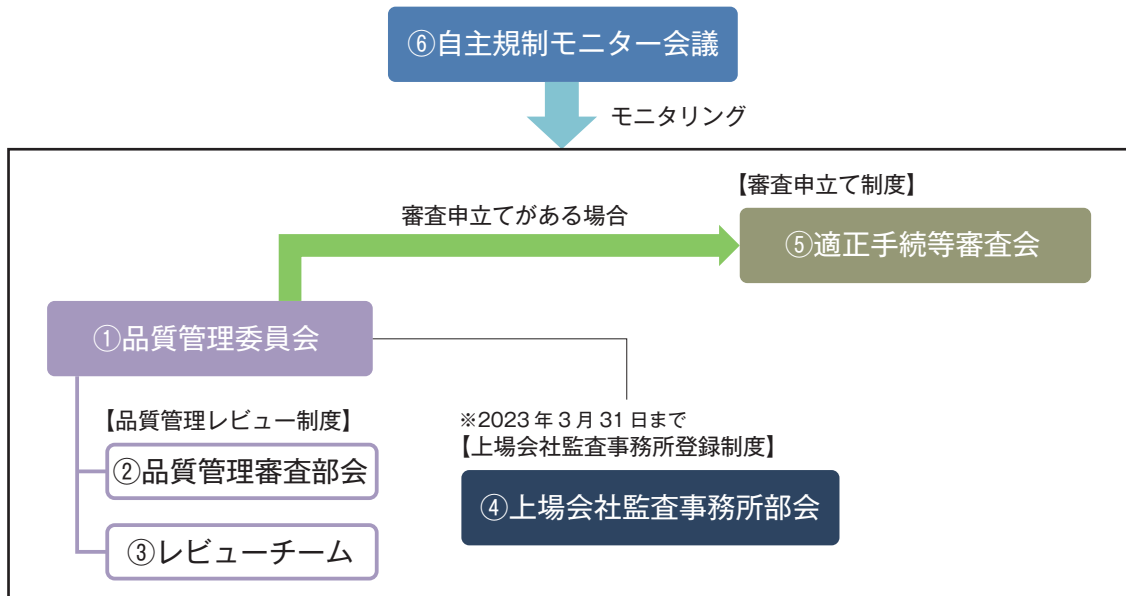
	上場会社監査事務所登録制度 (2023年3月31日まで)	上場会社等監査人登録制度 (2023年4月1日から)
制度の建付け	自主規制	法規制
登録判断の主体	品質管理委員会	上場会社等監査人登録審査会
名簿	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社監査事務所名簿 ・ 準登録事務所名簿 ・ 抹消リスト 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社等監査人名簿

なお、2023年3月31日までの制度では、各金融商品取引所の有価証券上場規程などにおいて、上場会社の会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録された監査事務所でなければならないことが定められています(東京証券取引所の場合は、有価証券上場規程第441条の3。このほか、新規上場に当たっての会計監査人は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録された監査事務所のうち、品質管理レビューを受けた監査事務所でなければならないとされています(同規程第205条第7号等))。

2023年4月1日以降の制度では、金融商品取引法において、上場会社等の会計監査人は、上場会社等監査人名簿に登録された監査事務所でなければならない旨が定められています。

(2)品質管理レビュー制度等の組織体制

品質管理レビュー制度及び上場会社監査事務所登録制度(以下「品質管理レビュー制度等」といいます。)は、品質管理委員会を中心に当協会において、下図のとおり運営されています。



① 品質管理委員会

品質管理レビューの実施結果、上場会社監査事務所の登録に関する審議・決定等を行います。

② 品質管理審査部会

品質管理レビューの実施状況、実施結果及び上場会社監査事務所の登録に関する審査を行います。

③ レビューチーム

品質管理レビュー及び上場会社監査事務所の登録等に関する調査を実施します。

④ 上場会社監査事務所部会

上場会社及び上場会社監査事務所に関する情報収集、上場会社監査事務所名簿等の管理等を行います。

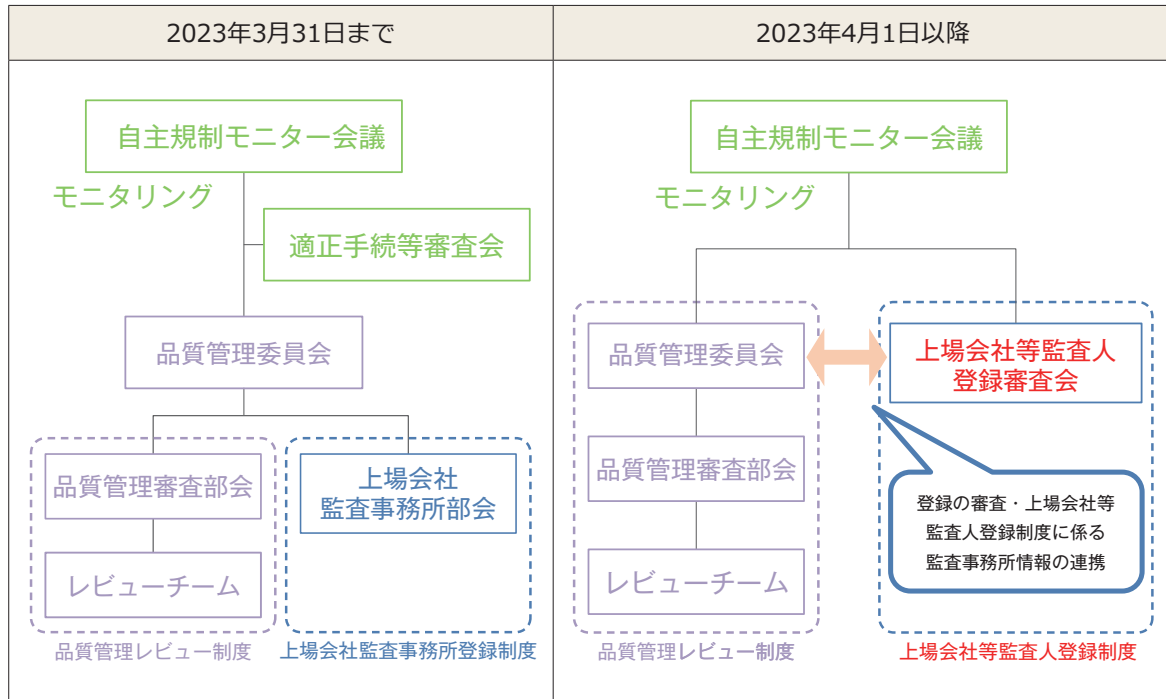
⑤ 適正手続等審査会

上場会社監査事務所名簿等の登録及び登録に関する品質管理委員会の措置の決定について、関係員から申立てがある場合に審査します。

⑥ 自主規制モニター会議

品質管理委員会が所管する制度の運営状況について、大局的な視点から意見を述べ、助言を行います。

【参考】2023年3月31日まで/4月1日以降の品質管理レビュー制度等に係る組織体制の遷移



※ 適正手続等審査会は、上場会社監査事務所名簿等の登録及び登録に関する措置に係る関係会員からの申立てについて審査する組織のため、2023年4月1日以降、上場会社監査事務所登録制度から上場会社等監査人登録制度への変更に伴い、体制図から除いています。

(3) 監査事務所の品質管理のシステム

品質管理レビューでは、監査事務所が以下の事項に関する品質管理のシステムを適切に整備し運用できているかどうかを確認しています。

- ① 監査事務所と監査事務所に所属する社員等及び専門職員全体(以下併せて「専門要員」といいます。)が職業的専門家としての基準及び適用される法令等を遵守すること。
- ② 監査事務所又は監査責任者が状況に応じた適切な監査報告書を発行すること。

監査事務所の品質管理のシステムは、主として以下の方針及び手続から構成されます。監査事務所は、これらの方針及び手続を策定し、監査責任者は、監査事務所が設けた品質管理のシステムに準拠して個々の監査業務を行わなければなりません。

【監査事務所の品質管理のシステム】

品質管理に関する責任

- 監査業務の品質を重視する風土の醸成

職業倫理及び独立性

- 監査対象会社等からの独立性の保持

監査契約の新規の締結及び更新

- 監査対象会社等の規模・複雑性・誠実性及び監査事務所の受入体制(専門要員の確保を含む。)の評価、適切な監査業務を実施できるかの判断

専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任

- 専門要員に必要とされる適性や能力の維持・開発

業務の実施

- 監査に必要な情報・技法の蓄積(監査マニュアル・ガイダンス、監査ツール等)
- 監査責任者による指示・監督・査閲
- 適時かつ適切な監査調書の作成

審査

- 審査担当者の十分な知識・経験・能力と当該監査業務に対する客観性の確保
- 深度ある審査の実施

品質管理のシステムの監視

- 日常的監視、定期的な検証により発見された不備の影響の評価、伝達及び是正

品質管理のシステムの文書化

- 品質管理のシステムの整備及び運用状況の適切な記録・保存

(4)品質管理レビューの種類及び対象監査事務所

品質管理レビューは、通常レビューと特別レビューの二つから構成されます。

品質管理委員会は、オフサイト・モニタリング等を通じて監査事務所の最近の概況に関する情報を収集しており、それを基に、毎年その年度に通常レビュー及び特別レビューを実施する監査事務所を決定し、レビュー年次計画を策定しています。このレビュー年次計画は、継続的な情報収集を通じて適宜修正しています。

【品質管理レビューの種類】

	通常レビュー	特別レビュー
目的	監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認します。	監査事務所の 特定分野又は特定監査業務に係る 品質管理のシステムの整備及び運用の状況を確認します。
実施頻度	原則として3年に一度の頻度で実施します。なお、品質管理委員会の判断に基づき、実施頻度を短縮し、又は伸長して実施する場合があります(ただし、少なくとも5年に一度の頻度で実施します。)	品質管理委員会が必要と認める場合に、下記の事項などについて適時に確認するために実施します。 ・ 監査事務所の品質管理体制 ・ 監査実施状況 ・ 特定のテーマ
対象	通常レビュー対象監査事務所	監査契約を締結している全ての監査事務所
手法	往査	往査、聴取又は書面

【通常レビュー対象監査事務所】

(2023年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士 ^(注1)	合計
通常レビュー対象監査事務所	157事務所	66事務所	223事務所
うち登録事務所 ^(注2)	134事務所	10事務所	144事務所

(注1)複数の公認会計士が共同で監査業務等を実施する公認会計士共同事務所(以下「共同事務所」といいます。)については、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めています。

(注2)上場会社監査事務所登録制度の概要については「4.上場会社監査事務所登録制度」をご参照ください。

(5)品質管理レビューの実施方法

① 通常レビュー

通常レビューにおいては、監査事務所全体の品質管理の状況を確認するため、主として以下の方法によって品質管理レビューを実施しています。また、下図のとおり「監査事務所の品質管理のシステム」と「監査業務の品質管理」は相互に影響し合っています。

● 監査事務所の品質管理のシステムの確認

監査事務所の品質管理のシステムが適切に整備され、また有効に運用されているかどうかを確認します。

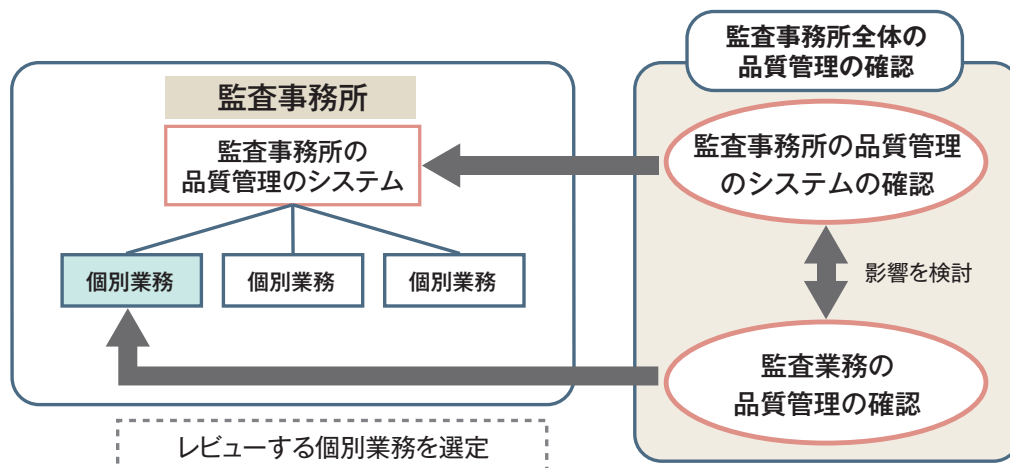
● 監査業務の品質管理の確認

監査事務所の品質管理のシステムが個々の監査業務(以下「個別業務」といいます。)において適切に運用されているかどうかを確認します。

なお、レビュー対象として選定する個別業務については、監査事務所の状況と監査業務のリスクの程度・業務内容等を考慮して、監査事務所全体の品質管理の状況を確認できるように選定します。

また、個別業務において特に重要な改善勧告事項や多数の改善勧告事項が識別された場合には、監査事務所の品質管理のシステムへの影響について検討します。

【通常レビューにおいて確認する対象とその関係】



② 特別レビュー

レビュー年次計画の策定において、特別レビューの対象となる監査事務所を選定するとともに、年度の途中であっても特別レビューを早急を実施する必要があると認められた場合は、対象となる監査事務所を選定します。

選定した監査事務所については、特別レビューの目的に従って、対象となる特定の分野や特定の監査業務等を考慮してレビューの対象範囲を決定した上で特別レビューを実施します。

【品質管理レビューにおけるレビュー手続の流れ】

品質管理レビューにおけるレビュー手続の基本的な流れは、以下のとおりです。

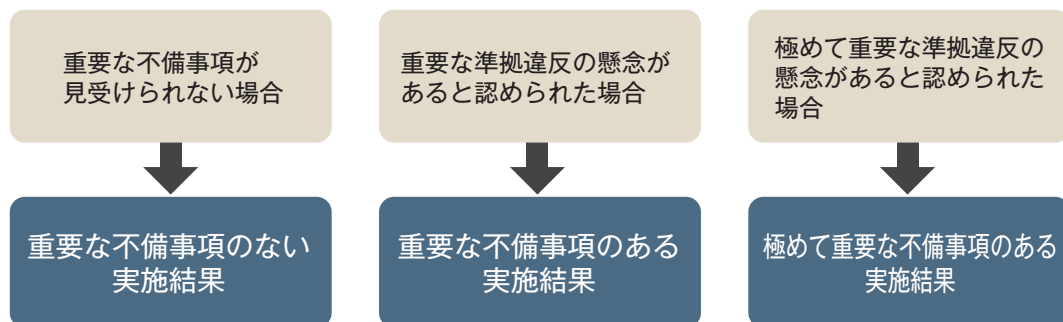


※ 上記と並行して、改善措置の状況の確認に係る手続(前年度の改善勧告事項に対する監査事務所の改善状況の確認手続)を実施します。なお、監査事務所の状況等によっては、レビュー計画を変更し、当年度に「改善状況の確認」として、監査事務所に往査する場合があります。(「(10)改善措置の状況の確認」において詳述)

(6)品質管理レビューの実施結果

品質管理レビューの実施結果を記載した品質管理レビュー報告書を作成し、監査事務所に交付しています。

品質管理レビューの実施結果は、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況における、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する極めて重要な準拠違反又は重要な準拠違反の懸念の有無に応じて以下の3種類に分けられます。



※ 特別レビューの実施結果は、特別レビューの実施対象の内容に応じ、監査事務所の特定の分野又は特定の監査業務に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、品質管理の基準に適合していない又は品質管理のシステムに準拠していない重要な不備事項の有無について表明しています。

重要な不備事項のある実施結果は、例えば、以下のような場合に表明されます。

- 品質管理のシステムの整備又は運用状況が不適切又は不十分であり、その程度が重要である場合
- 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、重要な虚偽表示を看過している懸念がある場合
- 重要な領域(会計上の見積り、収益認識等)について、監査リスクを許容可能な低い水準に抑える十分かつ適切な監査証拠を入手していない場合

なお、品質管理レビューの実施対象となる事項の重要な構成部分について、主要なレビュー手続を実施できなかったことにより、実施結果を表明するに足る基礎を得ることができなかった場合には、品質管理レビュー報告書に実施結果は表明されません(実施結果の不表明)。

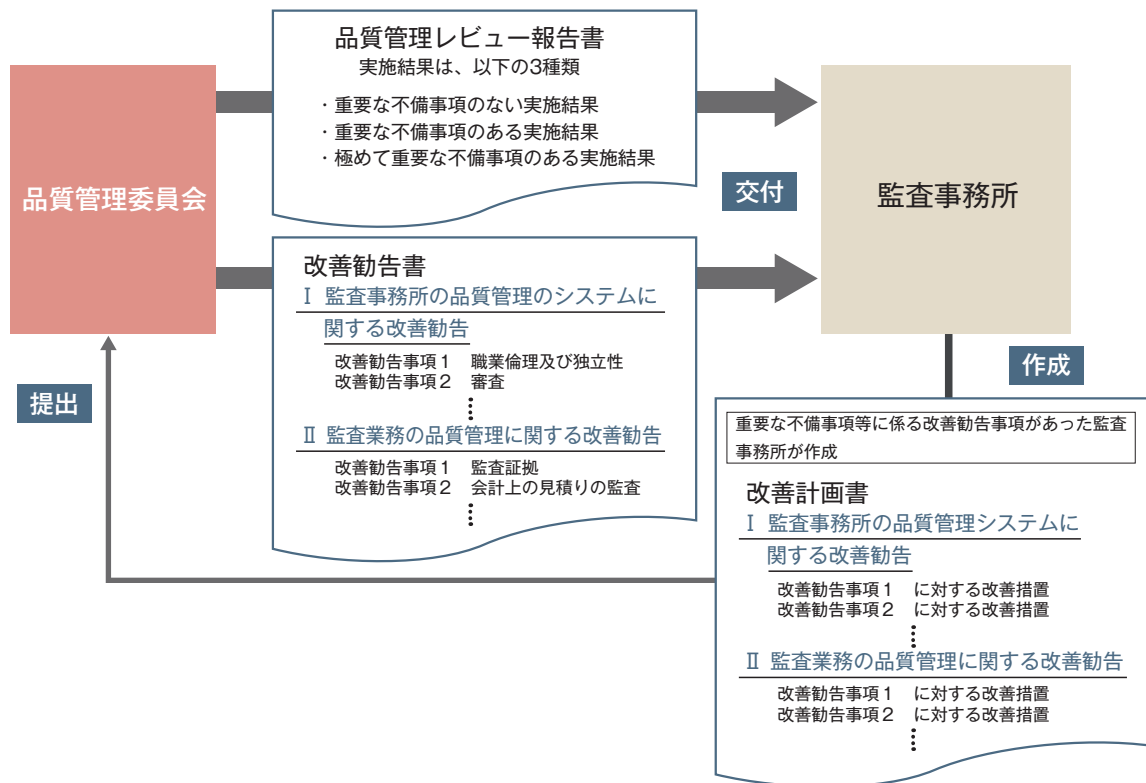
(7)改善勧告事項

品質管理レビューの実施結果にかかわらず、改善勧告事項がある場合には、改善勧告事項を記載した改善勧告書を作成し、品質管理レビュー報告書と併せて監査事務所に交付します。なお、改善勧告書には、監査事務所の品質管理のシステムに関する改善勧告事項と、監査業務の品質管理に関する改善勧告事項を区分して記載します。改善勧告事項は、極めて重要な不備事項、重要な不備事項、不備事項の3種類で構成されます。

改善勧告を受けた監査事務所のうち、重要な不備事項等に係る改善勧告事項が見受けられた監査事務所には、当該不備事項に対する改善措置を記載した改善計画書の作成・提出が求められます。

なお、改善計画書の有無にかかわらず、全ての改善勧告事項について、監査事務所は自主的な改善を図る必要があり、レビューチームは監査事務所の改善を促すために必要な指導を行うとともに、翌年度において監査事務所が作成する改善状況報告書を確認します。(「(10)改善措置の状況の確認」において詳述)

【改善勧告書と改善計画書】



(8)改善勧告事項となった原因(根本原因の分析)

監査事務所がより実効性のある適切な改善措置を立案し、実施するためには、改善勧告事項の発生原因を明らかにすることが重要です。このため、重要な不備事項等のある実施結果の場合には、監査事務所は、改善計画書において、「改善勧告事項となった原因」を記載します。

「改善勧告事項となった原因」には、直接的な原因だけではなく、更に根本的な原因が存在している場合があります。複数の原因に共通する根本的な原因には、監査事務所の風土や経営姿勢といった事項に問題があるケースが見受けられます。このため、品質管理レビュー報告書において重要な不備事項等が付されている場合に、監査事務所は、改善計画書にレビューチームと監査事務所の最高経営責任者等との意見交換を踏まえて「改善勧告事項となった原因及び根本的な原因」を記載します。

なお、重要な不備事項のない実施結果の場合であっても、自主改善に懸念のある監査事務所については、必要に応じて、上記同様に監査事務所とのコミュニケーションを経て、改善勧告書の冒頭に根本原因を記載しています。

(9)品質管理レビューに係る実務運用(異議申立て制度)

品質管理委員会には、監査事務所が、受領した品質管理レビュー報告書(案)において、重要な不備事項等が指摘された場合で、当該指摘事項について監査事務所の主張が十分に検討されていないと思料する相当の理由があるときは、監査事務所の主張に係る根拠資料を添付した異議申立書により、審査部会に対して異議の申立てを行うことができる制度があります。

(10)改善措置の状況の確認

品質管理レビューを実施した結果、改善勧告事項があった全ての監査事務所に対して、原則として翌年度に書面(改善状況報告書)による改善措置の状況の報告を求め、監査事務所の改善の状況に応じて、以下のとおり改善措置の実施状況を確認します。

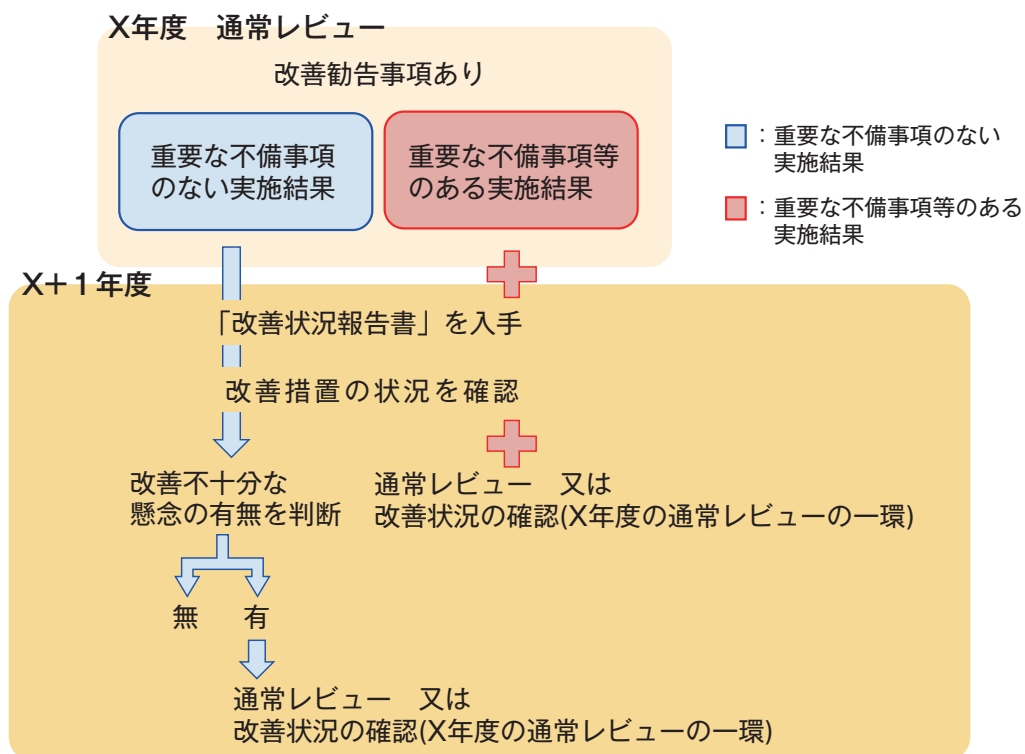
● 重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所

翌年度に改善状況報告書によって改善措置の状況を確認した上で、再度通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

● 重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所

改善状況報告書の閲覧による確認を基本としますが、改善状況報告書を閲覧した結果、改善の不十分な懸念が認められる監査事務所に対しては、通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、往査によって改善措置の実施状況を確認します。

なお、改善状況の確認を実施した場合には、改善の不十分な事項の有無について確認した結果を記載した改善状況の確認結果報告書を作成し、監査事務所に交付します。



※ 特別レビューは品質管理委員会の判断に基づき、監査事務所の品質管理体制等について適時に確認することが必要と認める理由がある場合に実施するため、重要な不備事項等はなく、不備事項のみが見受けられた場合であっても、原則、翌年度に改善状況の確認を行うこととしています。

(11)品質管理レビュー制度上の措置

品質管理の質的水準が十分でなく、自主的な改善を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考えられる監査事務所に対しては、品質管理レビューの結果に基づき、必要な措置を決定しています。

【措置の種類】

- 注意
- 嚴重注意
- 辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)

品質管理委員会は、原則として品質管理レビュー(改善状況の確認を含む。)の改善勧告事項に基づき、極めて重要な不備事項が認められた場合は辞退勧告(監査事務所が実施する監査業務の全部又は一部)、重要な不備事項が認められた場合は嚴重注意、不備事項は注意の措置を決定します。ただし、前回以前の改善勧告事項が改善されておらず、再度、改善勧告事項として認められたときは、原則に基づく措置に加重した措置を検討します。

なお、監査事務所が正当な理由なく品質管理レビューを拒否し、又は協力しなかった場合には、品質管理レビューの実施回数にかかわらず、辞退勧告を決定します。

また、2023年3月31日までの上場会社監査事務所登録制度では、登録事務所に対して辞退勧告を決定した場合には、当該措置に加え、上場会社監査事務所名簿等への登録を取り消す場合があります(概要は「4. 上場会社監査事務所登録制度(3)上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置」をご参照ください。)

【品質管理レビュー制度上の措置】

	品質管理レビュー 1回目	品質管理レビュー 2回目	品質管理レビュー 3回目以降
極めて重要な不備事項	辞退勧告 ^(注)	辞退勧告	辞退勧告
重要な不備事項	嚴重注意 ^(注)	辞退勧告 ^(注)	辞退勧告
不備事項	措置なし	注意	嚴重注意

(注)監査事務所の規模、上場会社監査の有無、レビューの回数、過年度のレビュー結果等の個別事情に応じて、軽減した措置を決定することがあります。

(12)個別事案審査制度との連携

品質管理レビュー制度(品質管理委員会)と個別事案審査制度(監査・規律審査会)は、必要に応じて連携し、監査業務の品質向上に努めており、各制度における調査・審査を通じて、互いの制度の所掌に属する重大な事項を発見した場合で、必要と認めるときには、適時に情報連携を行い双方で必要な対応を図ります。例えば、品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に疑念が生じた場合、又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に疑念が生じた場合に、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

(13)品質管理レビュー結果の概要の第三者への開示

監査事務所は、原則として品質管理レビュー報告書、改善勧告書、改善計画書及び改善状況の確認結果報告書(以下「品質管理レビュー報告書等」といいます。)を第三者に開示できませんが、直近の品質管理レビュー結果の概要については、監査事務所が作成する「監査品質に関する報告書」等によって、第三者に開示することができます。

(14)品質管理レビュー結果に関する監査役等とのコミュニケーション

上場会社等の監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会(以下「監査役等」といいます。)は、会計監査人の監査の方法及び結果の相当性を判断するに当たって、また、新規契約締結時において、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況の概要を把握する必要があります。

そのため、上場会社等の監査の場合には、監査人は、品質管理レビューの結果及びその結果に基づく措置等の内容(個別業務における品質管理に関する改善勧告事項の有無、その領域及び全般的な傾向を含みます。)を監査役等に書面又は電磁的記録で伝達することが求められています。なお、伝達を開始する時期は、監査事務所が品質管理レビュー報告書等を受領した日以後となります。

(15)品質管理レビュー制度等の運営状況のモニタリング

品質管理委員会が所掌する制度の運営状況については、主に会員外の学識経験を有する者で構成される自主規制モニター会議(当協会の自主規制活動の客観性及び公平性を確保し、公認会計士制度に対する社会の信頼確保に資するため、大局的な視点から意見を述べ、助言を行う機関)によるモニタリングを受けています。

<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/monitoring.html>

4 上場会社監査事務所登録制度

※ 法改正を踏まえ、「上場会社監査事務所登録制度」は、2023年4月1日から、「上場会社等監査人登録制度」に改められています。以下の記載は、2023年3月31日までの制度内容の説明となりますので、ご注意ください。

(1) 上場会社監査事務所登録制度の概要

当協会は、上場会社と監査契約を締結している監査事務所の監査の品質管理の状況の一層の充実強化を図り、資本市場における財務諸表監査の信頼性を確保するため、上場会社監査事務所登録制度を運用しています。

品質管理委員会には、上場会社監査事務所部会を設置し、同部会に上場会社監査事務所名簿等及び上場会社監査事務所名簿等抹消リスト(以下「抹消リスト」といいます。)を備え、上場会社監査事務所名簿等には、監査事務所の概要のほか、品質管理レビューの実施状況、重要な不備事項等の概要、懲戒処分等の情報を記載した上で、当協会のウェブサイトを開示しています。

なお、登録事務所の種別及び抹消リストは、以下のとおりです。

【登録事務所の種別】

種別	名簿名称	登録の申請条件	登録審査の方法
本登録事務所	上場会社監査事務所名簿	上場会社と監査契約を締結した準登録事務所	通常レビューを実施し、その結果に基づき、登録の可否を決定
準登録事務所	準登録事務所名簿	品質管理レビュー実施前監査事務所	レビューチームによる調査(往査)を実施し、その結果に基づき、登録の可否を決定
		品質管理レビュー実施済監査事務所	以下のいずれもの条件を満たした監査事務所 ・将来上場会社との監査契約を締結する意向があること。 ・上場会社と同等と認められる会社と監査契約を締結していること。

【抹消リスト】

名簿名称	抹消リストに記載される監査事務所
上場会社監査事務所名簿等抹消リスト	<ul style="list-style-type: none"> ・上場会社と監査契約を締結したにもかかわらず、本登録申請を行わない監査事務所。 ・本登録事務所に対し品質管理レビューを実施した結果、辞退勧告の措置が決定され、併せて上場会社監査事務所名簿への登録の取消し措置が決定された監査事務所。 ・上場会社監査事務所名簿への登録の申請について、登録を認めない決定がなされた監査事務所。 ・懲戒処分等^(注)を受けたことに起因し、上場会社監査事務所名簿等から抹消された監査事務所。

(注)「懲戒処分等」とは、金融庁からの行政処分又は当協会の懲戒処分のうち、細則で定められた処分を指します。

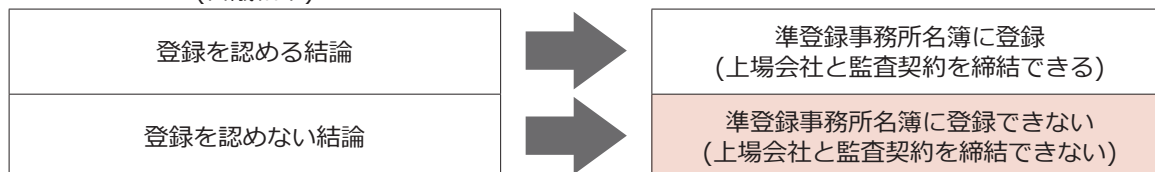
(2) 上場会社監査事務所名簿等への登録審査

① 準登録事務所名簿への登録の審査

監査事務所が、新たに上場会社との監査契約を予定する場合は、準登録事務所名簿への登録を申請しなければなりません。レビューチームによる調査又は通常レビューを実施した結果に基づいて、品質管理審査部会及び品質管理委員会が登録の可否を審査及び審議します。

※ 品質管理レビュー実施前監査事務所は、上場会社との契約予定が生じる都度、登録申請が必要です。

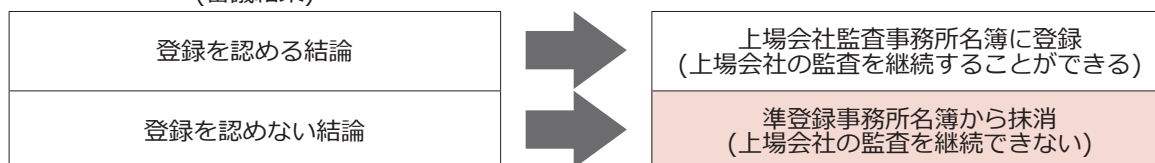
(審議結果)



② 上場会社監査事務所名簿への登録の審査

準登録事務所が上場会社と監査契約を締結した場合には、上場会社監査事務所名簿への登録を申請しなければなりません。通常レビューを実施した結果に基づいて、品質管理審査部会及び品質管理委員会が登録の可否を審査及び審議します。

(審議結果)



(3) 上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置

品質管理レビューを実施した結果、登録事務所に対して極めて重要な不備事項が見受けられ、品質管理レビュー制度上の措置として「辞退勧告」を決定した場合には、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置として「登録の取消し」を併せて決定します。

また、品質管理レビューを実施した結果、重要な不備事項等が見受けられた場合、その影響及び頻度を踏まえ、必要に応じて「登録の取消し」の可否を検討します。

なお、登録を取り消された監査事務所は、抹消リストに記載されるとともに名簿再登録制限者に指定されます。名簿再登録制限者に指定された者は、指定の解除を受けない限り、上場会社監査事務所名簿等への登録を申請することはできません。

① 監査事務所が上場会社を監査するのに十分な能力、体制を有していることが担保されるように、厳格に審査を行い、上場会社監査事務所名簿等への登録の可否及び登録事務所に対する措置を決定しています(2022年度の状況については、「【第2部 実施状況及び実施結果】3. 上場会社監査事務所名簿等の状況」をご参照ください。)

(4)上場会社監査事務所名簿等への開示

品質管理レビューを実施した結果、重要な不備事項等が見受けられた登録事務所は、資本市場関係者に対する情報提供の一環として、上場会社監査事務所名簿等(本登録事務所であって、登録が取り消された監査事務所の場合には、抹消リスト)において、その旨及びその概要が開示されます。

また、登録事務所が金融庁長官又は当協会から懲戒処分等を受けた場合には、処分の内容に応じてその事実を開示する場合があります。

(5)審査申立て制度

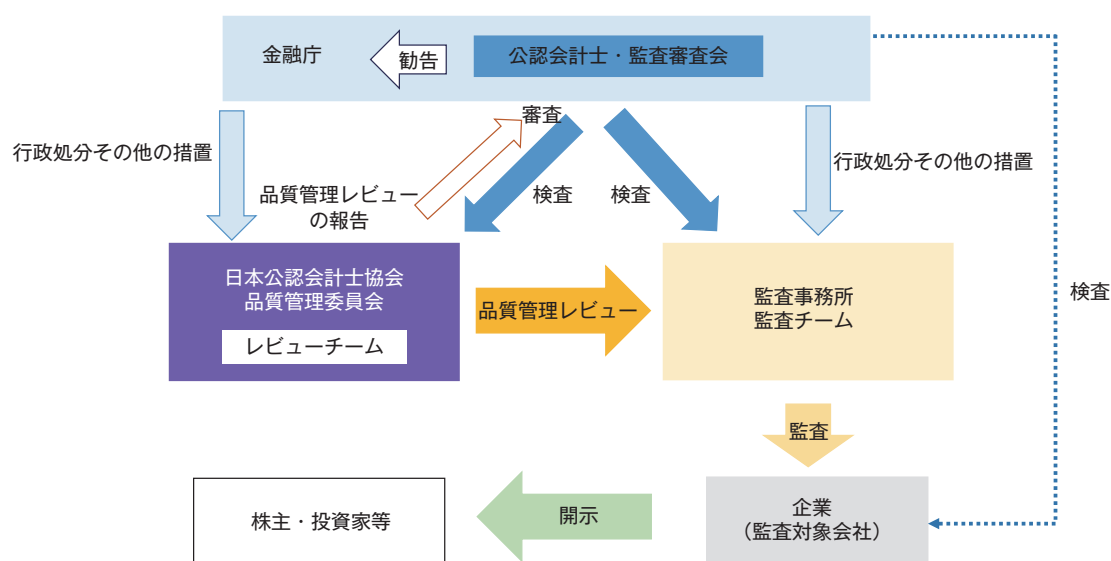
上場会社監査事務所名簿等への登録又は上場会社監査事務所登録制度上の措置等に関して手続違反、重大な事実誤認又は新たな事実が判明した場合には、当該監査事務所は、適正手続等審査会に審査申立てを行うことができます。

5 公認会計士・監査審査会との関係

(1)公認会計士・監査審査会によるモニタリング

当協会は、法に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である、公認会計士・監査審査会によって2004年度からモニタリングを受けており、月次及び年次で品質管理レビューの状況報告を行っています。

【金融庁、公認会計士・監査審査会、監査事務所及び当協会の関係】



(2)連携の状況

当協会は、品質管理レビュー制度の実効性向上に資するため、毎年度、公認会計士・監査審査会と実務者レベルの検討会を複数回実施しており、事例の分析等を通じて課題や対応策を取りまとめ、翌年度以降の品質管理レビューにつなげる取組を行っています。

2022年度においても、個別の事例を用い、品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会検査双方の実施結果の分析を踏まえた検討課題について、レビューアールと検査官との間で議論を行いました。これにより得られた改善事項や留意点については、周知・研修により実務運用の徹底を図っています。

また、品質管理レビューは原則3年に一度の頻度で実施しており、監査事務所へのアプローチが統一的・均質的に一巡する3か年を意識して運用していることから、2020年度の運用開始後3年が経過する、現行の品質管理レビュー制度及び品質管理レビューの方針(監査事務所の業務管理体制の理解を踏まえたレビューの計画・実施・指導)の運用状況について、振り返りを行いました。2023年度以降の品質管理レビューに向けては、振り返りにより得られた課題への対応のほか、新たに導入される上場会社等監査人登録制度や改訂品質管理基準を踏まえた対応についても議論を行いました。

品質管理レビュー制度の一層の機能向上に向け、また、環境変化に円滑に対応すべく、今後も深度ある効果的な連携のための取組を進めてまいります。



第2部 実施状況及び実施結果

1 品質管理レビューの実施状況及び実施結果

(1)品質管理レビューの計画

2022年度の重点的实施項目

通常レビューの実施に当たり、レビューアーが必ず確認する項目とした重点的实施項目は、過年度の改善勧告の状況や最近の動向を踏まえて、以下の事項としました。赤字部分は2022年度に追加した項目です。

- 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用状況
 - ・ 監査業務の品質を重視する風土、**監査事務所のガバナンスや組織運営**
 - ・ 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任
 - ・ 職業倫理及び独立性(監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理)
 - ・ **契約の新規の締結**
 - ・ 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存
- 個別業務における監査の実施状況
 - ・ 監査上の主要な検討事項
 - ・ 会計上の見積りの監査
 - ・ 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応
 - ・ グループ監査の手続
 - ・ 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査
 - ・ 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続

2022年度の通常レビュー計画の策定における主な留意事項

監査事務所の業務管理体制等を理解した上で品質管理レビュー計画を策定する際に、留意した主な事項は以下のとおりです。

- ① 情報収集・分析の強化及び大規模上場会社の重視
 - ・ 監査事務所及び個別業務に係る情報収集・分析を強化する。
 - ・ 大規模な上場会社を重視して、レビュー対象とする個別業務を選定する。
 - ・ 個別業務のリスク評価、監査事務所による監視の有効性の評価結果等を参考の上、監査業務数を決定する。
- ② 通常レビューにおけるリスク・アプローチの強化
 - ・ 重要な虚偽表示リスクの程度の高い監査項目に重点を置く。
 - ・ 個別業務を担当するレビューアーを、規模やリスクに応じて複数名とする。
- ③ 監査事務所との深度あるコミュニケーション
 - ・ 改善勧告事項の発生原因の究明と有効な改善措置の策定について、監査事務所と深度あるコミュニケーションを行う。
 - ・ 改善計画書を作成する場合には、改善勧告事項が生じた原因の記述を求めることで、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行う。
- ④ 指導機能の充実
 - ・ 通常レビュー等の往査終了後においても、必要に応じて訪問や電話等を行い、改善勧告事項となった根本的な原因を特定した上での効果的な改善計画の策定及び改善措置の適切な実施について継続的に指導を行う。

2022年度における改訂品質管理基準への対応

当協会では2022年に品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準報告書220「監査業務における品質管理」の改正、品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」の公表並びに関連する監査基準報告書等を改正しました。これに伴い関係部署と連携し、2023年7月以降の適用に向けて監査事務所への周知を行いました。2022年度に実施した品質管理レビューにおいても、監査事務所における取組状況を確認し、新基準の適用に向けた対応準備の促進を行うとともに、当協会が注意喚起のため監査事務所に向けて作成した案内資料についての配付を開始しました。

(2)品質管理レビューの実施状況

品質管理レビューの実施状況は、下表のとおりです。

	実施監査事務所数	レビュー報告書交付 監査事務所数	繰越監査 事務所数 ^(注3)
通常レビュー	92 (76)	89 ^(注4) (75) ^(注5)	5 (2)
改善状況の確認	11 (11) ^(注6)	12 ^(注7) (9) ^(注8)	1 (2)
合計	103 (87)	101 (84)	6 (4)
通常レビュー対象監査事務所数 ^(注9)	216 (209)		
通常レビュー実施割合	43% (36%)		
レビュー実施割合	48% (42%)		

(注1)()内には2021年度の数値を記載しています。

(注2)特別レビューを実施した監査事務所数については、表中に含めていません。

(注3)通常レビュー及び改善状況の確認を開始したものの、品質管理レビュー報告書及び改善状況確認結果報告書の審議・決定が翌年度に繰り越された監査事務所(以下「繰越監査事務所」といいます。)です。

(注4)2021年度からの2繰越監査事務所への交付を含め、2023年度への5繰越監査事務所を除いています。

(注5)2020年度からの1繰越監査事務所への交付を含め、2022年度への2繰越監査事務所を除いています。

(注6)表中以外に2021年度改善状況の確認において、レビュー拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となった監査事務所が1監査事務所あります。

(注7)2021年度からの2繰越監査事務所への交付を含め、2023年度への1繰越監査事務所を除いています。

(注8)2022年度への2繰越監査事務所を除いています。

(注9)2021年4月1日及び2022年4月1日現在において、通常レビューの対象となる監査事務所数です。

各年度における通常レビューの実施頻度について、前回のレビューから3年経過していませんが、短縮してレビューを実施した監査事務所数、及び前回のレビューから3年経過しましたが、レビューの実施を伸長することとした監査事務所数は下表のとおりです。

	2020年度	2021年度	2022年度
短縮した監査事務所数	5	10	10
伸長した監査事務所数	29 ^(注1)	12 ^(注2)	14

(注1)品質管理レビュー制度改正の対応及び新型コロナウイルス感染症の影響により、レビュー実施頻度を伸長した事務所数が多くなっています。なお、通常レビュー対象監査事務所でなくなった3監査事務所を除く24監査事務所は、2021年度に通常レビューを実施しました(新型コロナウイルス感染症の影響により実施頻度を伸長した全ての監査事務所を含みます。)。また、2021年度においても実施頻度を伸長した2監査事務所については、2022年度に通常レビューを実施しました。

(注2)監査事務所の解散、上場会社との監査契約を全て解除したことによる本登録事務所からの登録抹消及び通常レビュー対象監査事務所でなくなった3監査事務所を除き、2022年度に通常レビューを実施しました。

通常レビュー対象監査事務所、通常レビュー実施監査事務所及び改善状況の確認実施監査事務所の規模ごとの内訳は、下表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

		通常レビュー対象 監査事務所数	実施監査事務所数の内訳		
			通常レビュー 実施監査事務所数	改善状況の確認 実施監査事務所数	
登録 事務所	大手・準大手	9 (9)	3 (4)	- (-)	
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	24 (20)	10 (8)	4 (3)
		5~9社	28 (26)	12 (9)	1 (3)
		2~4社	49 (50)	21 (21)	4 (2)
		2社未満	32 (32)	17 (10)	1 (1)
計 ^(注2)	142 (137)	63 (52)	10 (9)		
その他の監査事務所		74 (72)	29 (24)	1 (2)	
合計		216 (209)	92 (76)	11 (11) ^(注3)	

(注1)()内には、2021年度の監査事務所数を記載しています。

(注2)レビュー対象年度中に上場会社監査事務所名簿から抹消された監査事務所を含めています。

(注3)表中以外に、2021年度において、品質管理レビュー手続の拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となった監査事務所が1監査事務所あります。

(3)品質管理レビューの実効性向上に関する取組

実効性及び透明性向上を目的に2020年7月から現行制度に基づき品質管理レビューを実施しており、2021年度から継続して2022年度は以下の点に取り組みました。

① 根本原因に対する指導・監督

レビューチームは、改善勧告事項の発生原因や改善計画の策定について監査事務所と深度あるコミュニケーションを実施するなど、監査事務所の監査の品質向上のための指導を行っています。

また、重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所に対しては、品質管理の充実のための自助努力を促すとともに、その状況を監督していくことが必要であると考え、品質管理レビューの実施結果に基づく措置を決定するとともに、登録事務所に対しては、上記の措置に加えて、上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を講じることにより、監督機能を発揮しています。

なお、重要な不備事項のない実施結果が表明された監査事務所であっても、自主改善に懸念のある監査事務所については、必要に応じて、監査事務所とのコミュニケーションを経て、改善勧告書の冒頭に根本原因の記載を行う等の改善指導を行っており、2022年度は8監査事務所の改善勧告書に記載しました(2021年度は7監査事務所)。

② 業務管理体制の深度ある理解

レビューチームは、監査事務所の品質管理体制や個別業務で選定した会社等の状況の理解だけでなく、監査事務所の業務管理体制も十分に理解した上でレビュー計画を策定し実施しています。

レビュー手続を実施した結果として、改善勧告事項がある場合には、発見事項となった根本的な原因の検討において、業務管理体制上の問題が認められるかどうかも含めて、監査事務所によって原因が適切に特定され、それに沿った改善措置が策定されるように指導しています。

また、翌年度における改善措置の状況の確認においては、監査事務所による改善措置の実施が単に対症的なものにとどまることなく業務管理体制の変更も含めて実施されているかどうかにも留意して、当該改善措置が着実に実施されていることを確認します。

③ 往査後の指導の強化

レビューチームは、往査終了時において、品質管理レビューで認識された課題とその背景にある業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえて、監査事務所が策定した改善措置が実行可能で効果的なものとなっているか確認するとともに、必要に応じて見直しを指導しています。なお、当該事後指導は、監査事務所の有する課題の重要性や自主改善の懸念の程度に応じて、手段や頻度を決定して実施しています。

④ レビュー実施結果の審査機能の向上

以下の制度等の利用によって審査機能の向上を図っています。

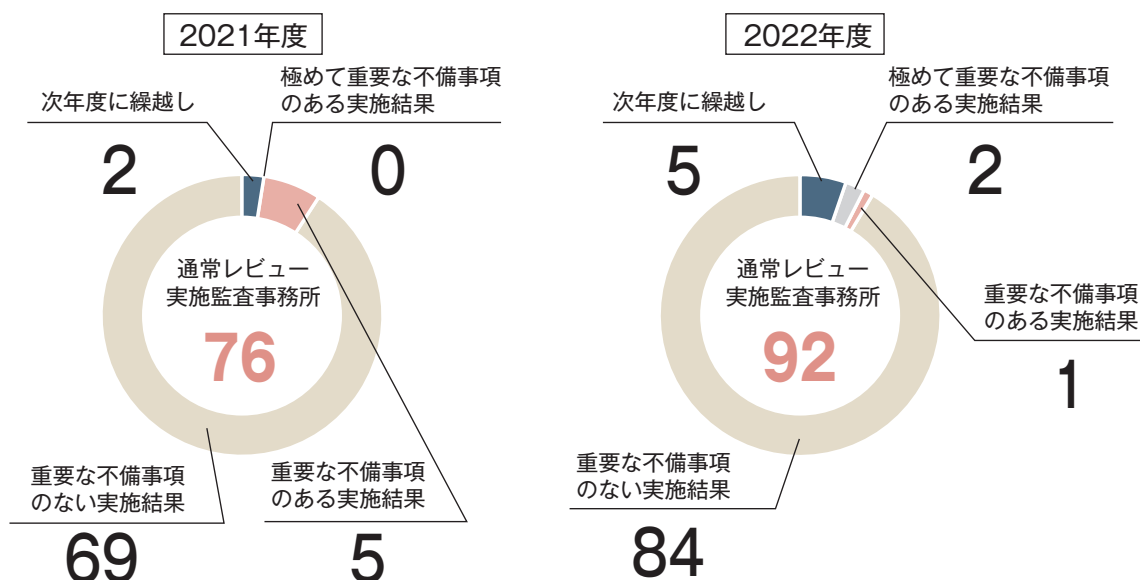
	目 的
専門的分野に係る照会制度の利用	品質管理レビューの実施に際して、専門的事項の知見(倫理、会計、IT等)を専門家に照会することでより適正に審査する。(照会実施件数：2022年度4件、2021年度8件)
品質管理審査部会へのレビュー実施結果の事前相談	より慎重な検討が必要と考えられる案件については、品質管理審査部会構成員の各案件に係る概況の理解を深めることで、レビュー報告書案等の審査において、より深度ある議論となる。(資料編「1. 品質管理レビュー制度等(6) 品質管理レビューに関連する実績情報」参照)
品質管理委員会でのレビュー報告書等の審議に先立つ協議	各案件に係る審議に先立ち、より慎重な検討が必要と考えられる案件については、品質管理審査部会での議論や検討状況等を各委員と協議することで、品質管理審査部会での審査が充実するとともに品質管理委員会でより深度ある審議となるよう役立てている。(資料編「1. 品質管理レビュー制度等(6) 品質管理レビューに関連する実績情報」参照)
改善勧告書において根本原因に対応した改善を求める旨の記載	必要に応じて、改善勧告書の冒頭に根本原因の記載を行う等の改善指導を行うことで、監査事務所の監査の品質向上のための指導の一環としている。(「① 根本原因に対する指導・監督」参照)

(4)通常レビューの実施結果

品質管理レビューの実施結果及び実施結果に基づく措置については、2022年5月から2023年4月までに品質管理委員会において決議したものを2022年度分として取り扱っています。

① 通常レビューの結果

2022年度の通常レビュー実施監査事務所(92監査事務所)の通常レビューの実施結果は、「重要な不備事項のない実施結果」が84監査事務所、「重要な不備事項のある実施結果」が1監査事務所、「極めて重要な不備事項のある実施結果」が2監査事務所となりました。なお、繰越監査事務所は5監査事務所であり、「実施結果の不表明」はありませんでした。



2022年度の重要な不備事項等のある実施結果が表明された監査事務所の数、2021年度の5監査事務所から2022年度は3監査事務所に減少しました。2021年度に重要な不備事項等のある実施結果が表明された5監査事務所のうち、2022年度において2監査事務所は通常レビュー、1監査事務所は改善状況の確認を実施しました。また、2監査事務所は監査事務所を解散していることから、通常レビュー対象監査事務所外となっています。

なお、2021年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2022年度に繰り越された2監査事務所の実施結果は、「極めて重要な不備事項のある実施結果」及び「重要な不備事項のある実施結果」です。当該2監査事務所に対して、2022年度においても通常レビュー又は改善状況の確認を実施し、品質管理レビュー報告書又は改善状況の確認結果報告書をそれぞれ交付しました。

重要な不備事項等のある実施結果が表明された3監査事務所は、監査品質を重視する風土が醸成されていない、組織的な監査のための体制整備の必要性に対する最高経営責任者の認識不足といった根本的な原因から、監査責任者による指示と監督及び監査調書の査閲並びに審査及び定期的な検証が有効に機能していないなど、監査事務所の品質管理のシステムに不備があることが共通しています。

また、その結果として個別業務においても、会計上の見積りの監査や不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応など、重要な領域から複数の改善勧告事項が生じていることが共通しています。

レビュー報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとにおける通常レビューの実施結果等の種類別の内訳は、下表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

		実施結果等の種類別の内訳					
		重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のある実施結果	極めて重要な不備事項のある実施結果	繰越監査事務所	合計	
登録事務所	大手・準大手	3 (4)	- (-)	- (-)	- (-)	3 (4)	
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	9 (8)	- (-)	- (-)	1 (-)	10 (8)
		5~9社	12 (9)	- (-)	- (-)	- (-)	12 (9)
		2~4社	19 (16)	1 ^(注2) (4)	- (-)	2 (1)	22 (21)
		2社未満	17 (10)	- (-)	- (-)	- (-)	17 (10)
	計	60 (47)	1 (4)	- (-)	3 (1)	64 (52)	
その他の監査事務所		24 (22)	1 (1)	3 ^(注2) (1) ^(注3)	2 (1)	30 (25)	
合計		84 (69)	2 (5)	3 (1)	5 (2)	94 (77)	

(注1)()内には、2021年度の監査事務所数を記載しています。

(注2)2021年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2022年度に繰り越された2監査事務所の実施結果を、それぞれ1監査事務所ずつ含めています。

(注3)2020年度に通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書の交付が2021年度に繰り越された1監査事務所の実施結果を含めています。

❶ 「重要な不備事項等のある実施結果」は、あくまでも、通常レビューを実施した結果、監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況において、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反の懸念があると認められた場合に表明される実施結果であり、直ちに監査業務において重要な準拠違反があったことや監査意見の妥当性に問題があったことを示すものではありません。

② 重点的実施項目とレビュー結果

通常レビューにおける重点的実施項目は、通常レビューの往査時にレビューアーが必ず確認し、必要に応じて監査事務所を指導し、周知を図るものです。

ア. 監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況

監査事務所の品質管理のシステムの整備及び運用の状況に関しては、以下の項目について適切かつ有効に整備・運用されているかを確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

重点的実施項目	2020年度	2021年度	2022年度
1. 監査業務の品質を重視する風土、監査事務所のガバナンスや組織運営	4	4	5
2. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任	4	5	6
3. 職業倫理及び独立性 (監査責任者等及びチームメンバーのローテーション管理)	—	1	2
4. 契約の新規の締結	※(注2)	※(注2)	7
5. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存	4	11	21

(注1)複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所があります。

(注2)2021年度以前に重点的実施項目でなかった項目に関する監査事務所数の記載は省略しています。

「1. 監査業務の品質を重視する風土、監査事務所のガバナンスや組織運営」についての改善勧告事項には、監査事務所の代表者が監査業務の品質を重視する風土を醸成する必要性を十分に認識していない、といった内容が含まれています。

また、2022年度に重点的実施項目に追加した「4. 契約の新規の締結」についての改善勧告事項には、監査契約リスクの評価を十分に行わないまま、監査契約を新規に締結していた、といった内容が含まれています。

2021年度及び2022年度に増加している「5. 監査ファイルの最終的な整理並びに監査調書の管理及び保存」についての改善勧告事項には、監査ファイルの最終的な整理に関する方針を定めているものの、監査ファイルの最終的な整理完了日の記録がないため、期限内に整理が完了したか否かが明確になっていないといった、運用面での指摘内容が主に含まれています。

イ. 個別業務における監査の実施状況

個別業務における監査の実施状況に関しては、以下の項目について確認しました。その結果、改善勧告事項があった監査事務所数は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

重点的实施項目	2020年度	2021年度	2022年度
1. 監査上の主要な検討事項	※(注2)	－	11
2. 会計上の見積りの監査	17	47	51
3. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応			
・職業的懐疑心	2	5	－
・収益認識	16	32	28
・経営者による内部統制を無効化するリスク	15	27	35
4. グループ監査の手続	2	3	5
5. 財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査	3	2	－
6. 開示書類におけるその他の記載内容に関する手続	1	－	1

(注1)複数の項目について改善勧告事項があった監査事務所があります。

(注2)2020年度以前に重点的实施項目でなかった項目に関する監査事務所数の記載は省略しています。

2022年度は、通常レビュー実施監査事務所が2021年度の76監査事務所から92監査事務所へ16監査事務所増加し、重点的实施項目に関連した改善勧告を受けた監査事務所数も増加しました。改善勧告事項は2021年度と同様、下記の項目から多く発生しています。

「2. 会計上の見積りの監査」では、2021年度に引き続き固定資産の減損に係る改善勧告事項が多く、また、投融資の評価、棚卸資産の評価、貸倒引当金その他の見積り項目からも幅広く改善勧告事項が生じています。具体的な内容としては、経営者が会計上の見積りを行った方法、その合理性や基礎データの検討不足などがあります。

「3. 不正による重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応」では、「経営者による内部統制を無効化するリスク」が多く、「収益認識」は減少しています。具体的な内容として、経営者による内部統制を無効化するリスクへの対応手続については、その多くが仕訳テストについてであり、不正シナリオの検討が不十分、抽出された仕訳入力に対する詳細テスト等の未実施などがあります。また、収益認識については不正リスク認識要否の検討不足、不正リスクに応じて立案したリスク対応手続の実施漏れや、より証明力の強い監査証拠の入手不足といった改善勧告が多くありました。

これらの改善勧告事項については、監査事務所に対して改善に向けた指導を行うとともに、改善措置の状況の確認を行っていきます。

(5)特別レビューの実施状況及び実施結果

2022年度の特別レビューは、監査事務所が、前任監査人が監査した対象期に係る訂正有価証券報告書に含まれる財務諸表等に対する監査契約を締結し、監査意見を表明していたことから、監査事務所の契約の新規締結、監査チームの選任及び業務の実施に係る品質管理のシステムの整備及び運用の状況を特に確認する目的で実施しました。

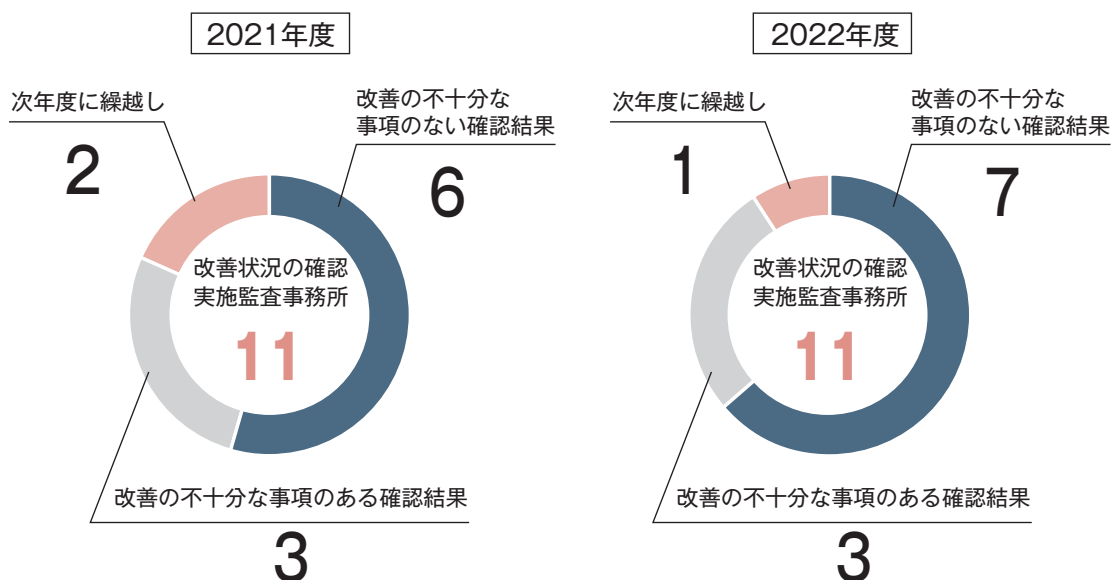
なお、特別レビューの実施状況及び結果は下表のとおりです。

	2020年度		2021年度	2022年度
特別レビューの実施テーマ	監査事務所の合併	監査人の交代	過年度訂正監査	過年度訂正監査
実施監査事務所数	1	6	1	1
実施結果	重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のない実施結果	重要な不備事項のない実施結果

(6)改善措置の状況の確認

① 改善状況の確認

2022年度の改善状況の確認実施監査事務所(11監査事務所)の確認結果は以下のとおりです。



2022年度に改善状況の確認を実施した結果、改善の不十分な事項のない確認結果7監査事務所のうち、前年度の品質管理レビューで発見された改善勧告事項は全て改善されているものの、周辺領域から新たな改善勧告事項が発見された監査事務所は2021年度と変わらず3監査事務所でした。また、改善の不十分な事項のある確認結果が表明された監査事務所は、2021年度と変わらず3監査事務所でした。2021年度に改善の不十分な事項のある確認結果が表明された3監査事務所に

については、各監査事務所の状況を踏まえ、2022年度に実施頻度を短縮して通常レビューを実施(2監査事務所)、及び連続して改善状況の確認を実施(1監査事務所)しました。

なお、2021年度に改善状況の確認を実施し、改善状況の確認結果報告書の交付が2022年度に繰り越された2監査事務所の確認結果は、「改善の不十分な事項のある実施結果」及び「改善の不十分な事項のない確認結果」です。当該監査事務所は、2022年度において通常レビューを実施し、品質管理レビュー報告書を交付しました。

改善状況の確認結果報告書交付監査事務所について、監査事務所の規模ごとの改善状況の確認結果の内訳は、下表のとおりです。

【監査事務所の規模ごとの内訳】

(単位：事務所)

		確認結果の内訳				
		改善の不十分な事項 のない確認結果	改善の不十分な事項 のある確認結果	繰越監査 事務所	合計	
登録 事務所	大手・準大手	－ (－)	－ (－)	－ (－)	－ (－)	
	上場会社 監査数別 監査事務所	10社以上	3 (2)	－ (1)	1 (－)	4 (3)
		5～9社	1 (3)	－ (－)	－ (－)	1 (3)
		2～4社	3 (1)	－ (1)	－ (－)	3 (2)
		2社未満	－ (－)	1 (1)	－ (－)	1 (1)
計	7 (6)	1 (3)	1 (－)	9 (9)		
その他の監査事務所		1 ^(注2) (－)	3 ^(注2) (－)	－ (2)	4 (2)	
合計		8 (6)	4 (3)	1 (2)	13 (11)	

(注1)()内には、2021年度の監査事務所数を記載しています。なお、品質管理レビュー手続の拒否により改善状況の確認を実施できなかった監査事務所は含みません。

(注2)2021年度に改善状況の確認を実施し、改善状況の確認結果報告書の交付が2022年度に繰り越された2監査事務所の確認結果が、それぞれ1監査事務所ずつ含まれています。

② 書面による改善措置の確認結果

監査事務所から提出された改善状況報告書を閲覧した結果は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

		2020年度	2021年度	2022年度
改善状況報告書により改善不十分な懸念の有無を確認する対象監査事務所		60	46 ^(注1)	56
改善不十分な懸念	有	1 ^(注2)	1 ^(注3)	－
	無	59	44	56

(注1)改善状況報告書を閲覧した結果、監査事務所による改善措置が的確に講じられていることを確認できず、改善不十分な懸念の判断に至らなかった1監査事務所を含みます(2022年度に通常レビューを実施(重要な不備事項のない実施結果)しました。)

(注2)2020年度に提出された改善状況報告書を閲覧した結果、改善不十分な懸念が認められたため、実施頻度を短縮し、2021年度に通常レビューを実施(重要な不備事項のない実施結果)しました。

(注3)2021年度にレビュー計画を変更し、改善状況の確認を実施した結果、2022年度に改善状況の確認結果報告書(改善の不十分な事項のある確認結果)を交付しました。

(7)品質管理レビューの実施結果に基づく措置の状況等

① 措置の決定

通常レビューの実施結果に基づき決定した措置は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	措置 ^(注2)	2020年度	2021年度	2022年度
極めて重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告	－	1	1
	辞退勧告(改善不十分)	1	－	2
	小計	1	1	3
重要な不備事項のある実施結果	辞退勧告(改善不十分)	1	－	1
	嚴重注意	－	3	1
	嚴重注意(改善不十分)	1	1	－
	注意	1	1	－
	小計	3	5	2
重要な不備事項のない実施結果における改善勧告事項	注意(改善不十分)	1	3	6
合計		5	9	11

(注1)品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

(注2)「措置」欄の「辞退勧告(改善不十分)」、「嚴重注意(改善不十分)」及び「注意(改善不十分)」は、通常レビューの結果、監査事務所の改善措置が不十分であったため決定された措置になります。

(注3)表中に、前年度から繰り越された監査事務所のうち、措置が決定された監査事務所数を、2020年度に2監査事務所、2021年度に1監査事務所、2022年度に2監査事務所含めています。品質管理レビューの実施結果及び措置は、2020年度が「限定事項のない結論及び注意(改善不十分)」と「限定事項付き結論及び注意」、2021年度が「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告」、2022年度が「極めて重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」と「重要な不備事項のある実施結果及び辞退勧告(改善不十分)」です。なお、2019年7月の会則変更において、実効性及び透明性の向上の観点から品質管理レビュー制度及び関連する制度を見直しており、2020年6月以前の制度に基づき実施した2019年度の通常レビューは、「限定事項のない結論」を「重要な不備事項のない実施結果」、「限定事項付き結論」を「重要な不備事項のある実施結果」としています。

レビュー手続の拒否及び改善状況の確認の実施結果に基づき決定した措置は、下表のとおりです。

(単位：事務所)

品質管理レビューの実施結果等	措置	2020年度	2021年度	2022年度
レビュー手続の拒否	辞退勧告	－	1 ^(注2)	－
改善の不十分な事項のある確認結果	辞退勧告(改善不十分)	1	－	1
	注意(改善不十分)	2	3	3 ^(注3)
合計		3	4	4

(注1)品質管理レビューの実施結果に基づく措置は、一つの監査事務所に対して複数の種類の措置が決定される場合があります。このため、表中の措置の記載は、監査事務所ごとに決定された措置の種類の中で、最も重い措置に区分して記載しており、監査事務所ごとに決定された措置の総合計数とは一致しません。

(注2)品質管理レビュー手続の拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となりました。

(注3)2021年度に改善状況の確認を実施し、改善状況の確認結果報告書の交付及び措置の決定が2022年度に繰り越された1監査事務所を含みます。

② 監査・規律審査会の審査会長への報告

品質管理レビューを通じて、監査事務所が表明した監査意見の妥当性に重大な疑念が生じた場合又は監査事務所の当協会の会則及び規則への準拠性に重大な疑念が生じた場合には、その内容を監査・規律審査会の審査会長に報告します。

監査・規律審査会の審査会長に報告した監査事務所数は下表のとおりです。

(単位：事務所)

	2020年度	2021年度	2022年度
レビュー拒否	－	1 ^(注)	－
極めて重要な不備事項のある実施結果	－	1	3
重要な不備事項のある実施結果	1	－	1

(注)品質管理レビュー手続の拒否が認定され、改善状況の確認の実施が中止となった監査事務所について、監査・規律審査会の審査会長に報告しています。

2 通常レビューにおける改善勧告事項

通常レビューの結果生じた改善勧告事項(「監査事務所の品質管理のシステム」及び「監査業務の品質管理」)の状況は、下表のとおりです。なお、各表中には前年度からの繰越監査事務所に係る改善勧告事項の状況を含めて記載しています。

【改善勧告事項の発生内訳】

年度	改善勧告事項数			レビュー報告書交付事務所数		選定した監査業務数
	監査事務所の品質管理のシステム	監査業務の品質管理	計	うち改善勧告事項が生じた事務所数		
2021年度	69	453	522	75	73	182
2022年度	112	577	689	89	89	194

(注)2021年度欄に含めている2020年度からの1繰越監査事務所は、改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理のシステム」が8件、「監査業務の品質管理」が42件あり、選定した監査業務数は1業務あります。また、2022年度欄に含めている2021年度からの2繰越監査事務所は、改善勧告事項が生じており、改善勧告事項数は「監査事務所の品質管理のシステム」が19件、「監査業務の品質管理」が67件あり、選定した監査業務数は4業務あります。

(1) 「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項数は、下表のとおりです。

【「監査事務所の品質管理のシステム」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数		
	(A)	1事務所当たり平均数 (A/B)	(B)	うち改善勧告事項が生じた事務所数	
重要な不備事項のない実施結果	67 (49)	0.8 (0.7)	84(69)	30(23)	36%(33%)
重要な不備事項等のある実施結果	45 (20) ^(注3)	9.0 ^(注4) (3.3)	5(6)	5(6)	100%(100%)
合計	112 (69)	1.3 (0.9)	89(75)	35(29)	39%(39%)

(注1)()内には2021年度の数値を記載しています。

(注2)2021年度欄に含めている2020年度からの1繰越監査事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、改善勧告事項数が8件あります。また、2022年度欄に含めている2021年度からの2繰越監査事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、改善勧告事項が19件あります。

(注3)このうち重要な不備事項等のある実施結果の原因となった改善勧告事項は22(14)件です。

(注4)2022年度は、極めて重要な不備事項のある実施結果が複数あり、2021年度の1事務所当たり平均数と比べて増加しています。

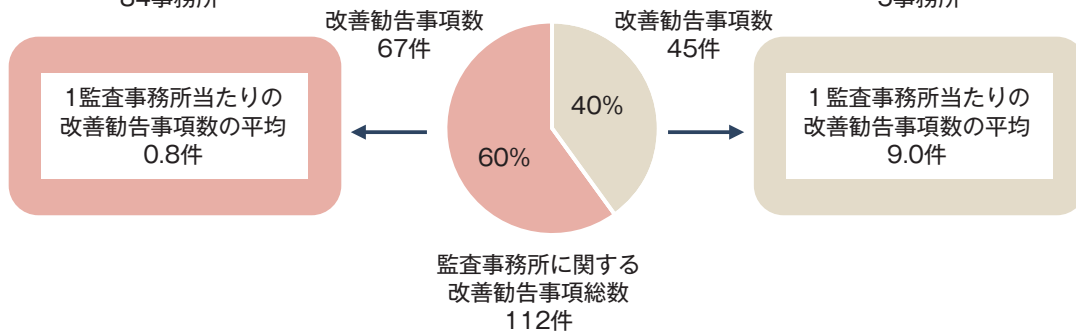
【2022年度レビュー報告書交付事務所数】 89事務所

【重要な不備事項のない実施結果】

84事務所

【重要な不備事項等のある実施結果】

5事務所

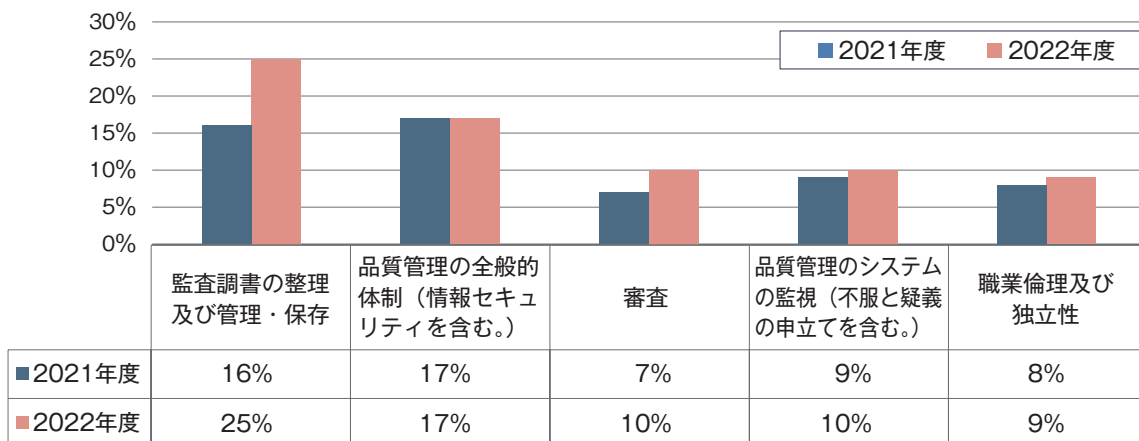


- ❶ 改善勧告事項とは、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に対する重要な準拠違反が発生している懸念がある事項です。監査に関する品質管理の向上のため改善の必要がある事項として改善勧告書に記載されるものです。
- ❷ 通常レビュー実施監査事務所数は、各年度によって異なり、改善勧告事項数を比較することは、必ずしも合理的ではありませんが、改善勧告事項の傾向を把握するため、「監査事務所の品質管理のシステム」と「監査業務の品質管理」に分けて、改善勧告事項の発生状況等について比較を行っています。

発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理のシステム)

「監査業務の品質管理のシステム」に関連する改善勧告事項のうち、2021年度と比較して「監査調査書の整理及び管理・保存」「審査」「品質管理のシステムの監視」「職業倫理及び独立性」の発生割合^(注)が増加しています。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査事務所の品質管理のシステム)】



(注) 「改善勧告事項数の発生割合」 = $\frac{\text{各項目について改善勧告事項が生じた監査事務所数}}{\text{品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所数}}$

- ❶ 改善勧告事項の具体的な内容については「2022年度品質管理レビュー事例解説集」 I部14頁以降・II部4頁以降をご参照ください。

(2)「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項

品質管理レビュー報告書を交付した監査事務所における、「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数は、下表のとおりです。

【「監査業務の品質管理」に関する改善勧告事項数】

レビューの実施結果	改善勧告事項数		レビュー報告書交付事務所数	選定業務数			
	(A)	1監査業務当たり平均(A/B)		(B)	うち改善勧告事項が生じた業務数		
重要な不備事項のない実施結果	451 (352)	2.4 (2.1)	84 (69)	186 (170)	147 (118)	79% (69%)	
重要な不備事項等のある実施結果	126 (101) ^(注3)	15.8 ^(注4) (8.4)	5 (6)	8 (12)	8 (12)	100% (100%)	
合計	577 (453)	3.0 (2.5)	89 (75)	194 (182)	155 (130)	80% (71%)	

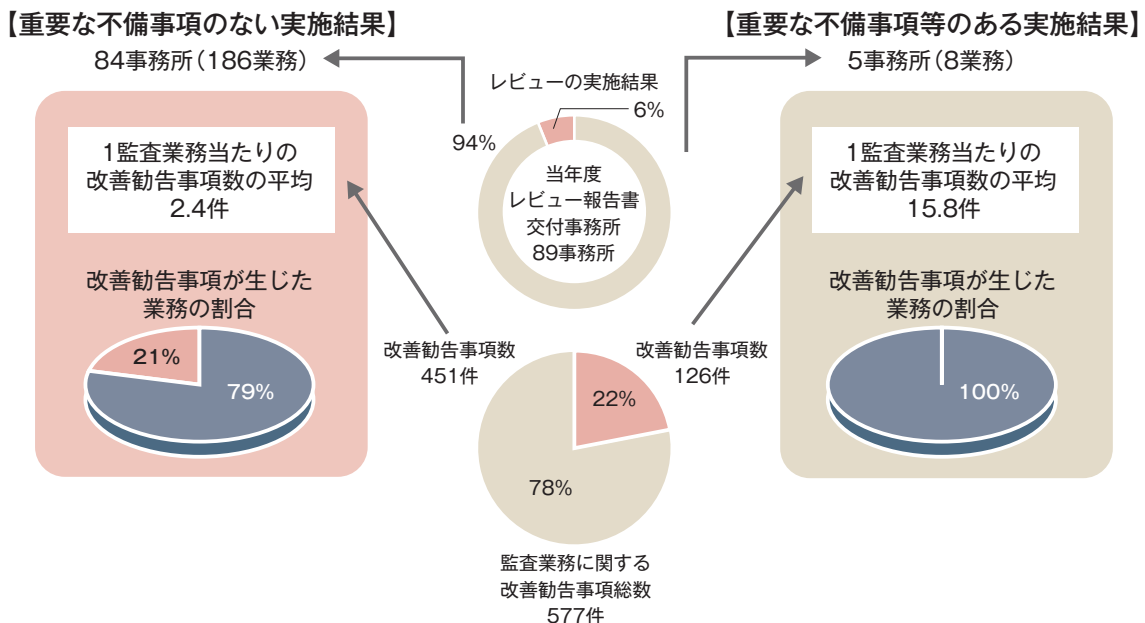
(注1)()内には2021年度の数値を記載しています。

(注2)2021年度欄に含めている2020年度からの1繰越監査事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、選定した1業務において改善勧告事項数が42件あります。また、2022年度欄に含めている2021年度からの2繰越監査事務所は、重要な不備事項等のある実施結果であり、選定した4業務において改善勧告事項数が67件あります。

(注3)このうち重要な不備事項等のある実施結果の原因となった改善勧告事項は35(14)件です。

(注4)2022年度は、極めて重要な不備事項のある実施結果が複数あり、2021年度の1事務所当たり平均数と比べて増加しています。

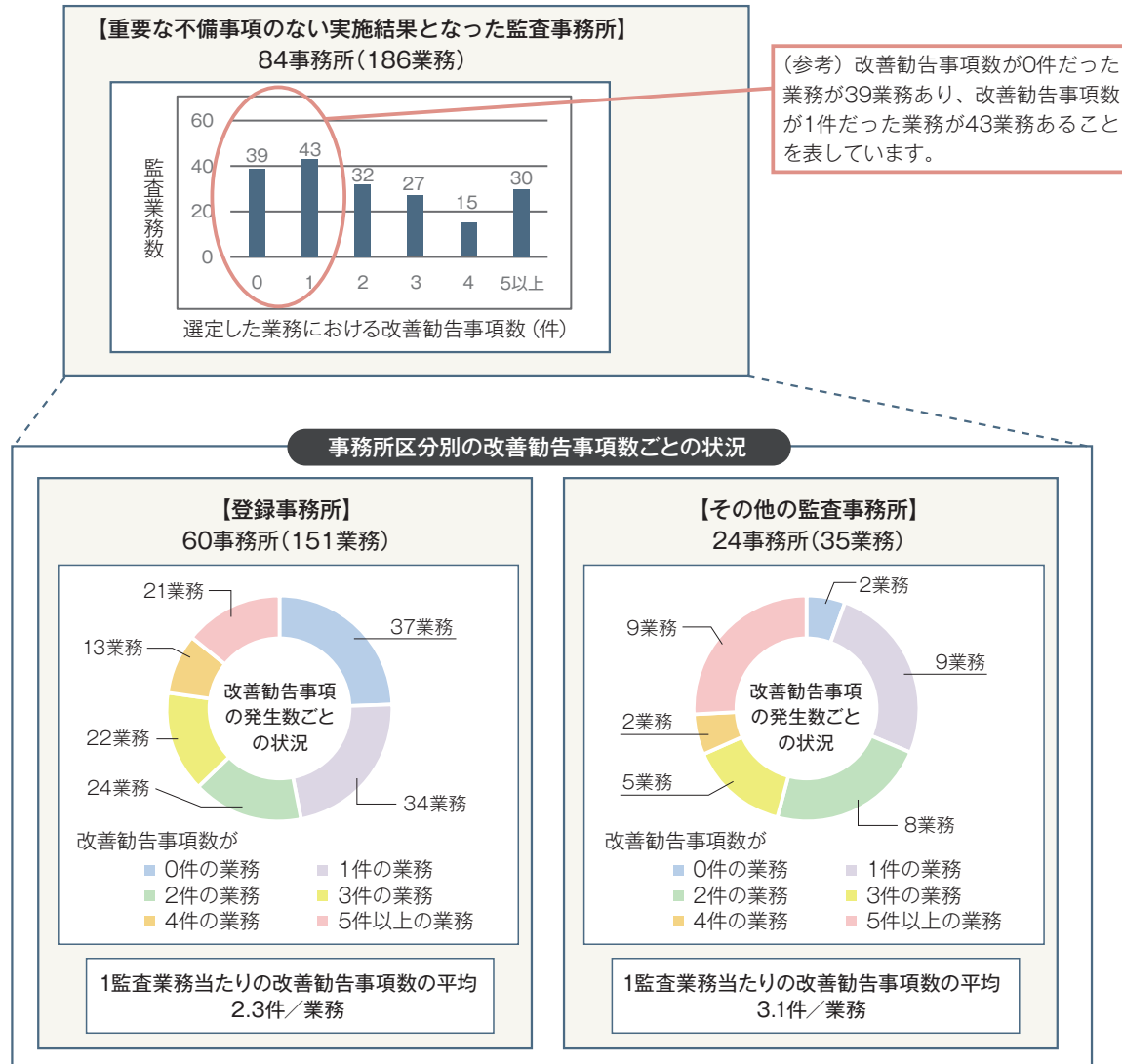
【2022年度レビュー報告書交付事務所数】 89事務所(194業務)



【重要な不備事項のない実施結果】となった監査事務所における改善勧告事項の発生状況

「重要な不備事項のない実施結果」となった監査事務所について、選定した個別業務における改善勧告事項数の状況は、下図のとおりです。

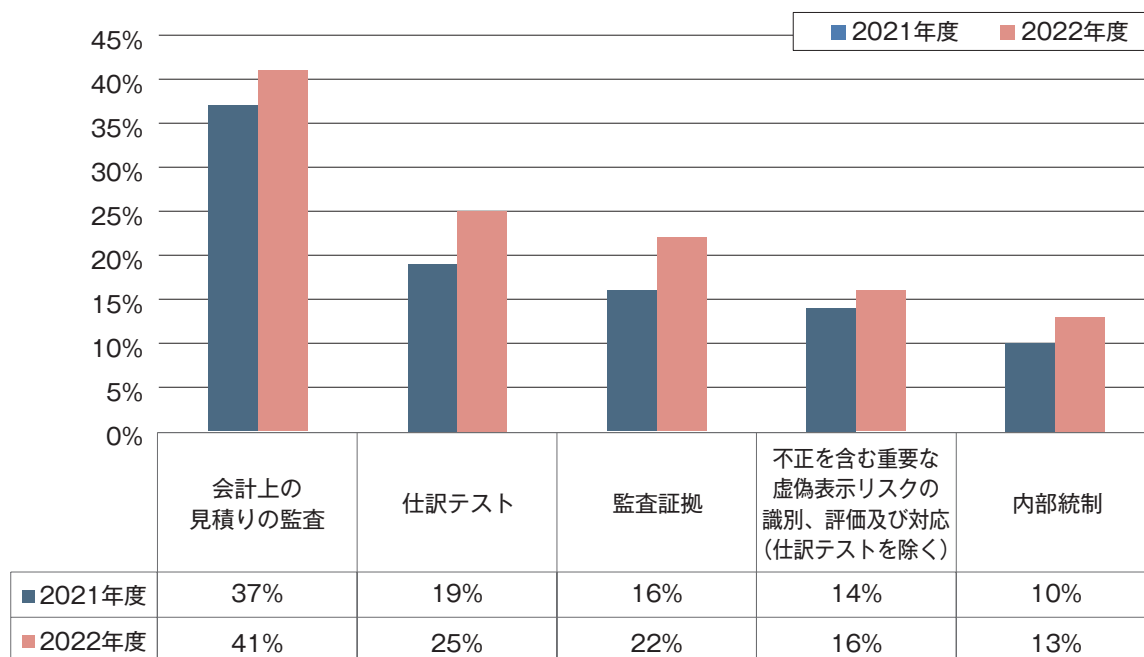
【選定した個別業務における改善勧告事項数ごとの状況】



発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)

「監査業務の品質管理」に関連する改善勧告事項のうち、2021年度と比較して「会計上の見積りの監査」「仕訳テスト」「監査証拠」「不正を含む重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び対応(仕訳テストを除く)」「内部統制」の発生割合^(注)が増加しています。

【発生割合が高い改善勧告事項(監査業務の品質管理)】



(注) 「発生割合」 = $\frac{\text{「各項目について改善勧告事項が生じた監査業務数」}}{\text{「選定した監査業務数」}}$

❶ 改善勧告事項の具体的な内容については「2022年度品質管理レビュー事例解説集」 I 部26頁以降・II 部21頁以降をご参照ください。

3 上場会社監査事務所名簿等の状況

※ 法改正を踏まえ、「上場会社監査事務所登録制度」は、2023年4月1日から「上場会社等監査人登録制度」に改められています。以下の記載は、2023年3月31日までの制度運用に基づく上場会社監査事務所名簿等の状況となりますので、ご注意ください。

(1) 上場会社監査事務所名簿等への登録状況

2022年4月1日から2023年3月31日までの間に、品質管理委員会の審議を経て新たに登録事務所となった監査事務所は8監査事務所であり、上場会社との監査契約を全て解除したことなどを理由として登録を抹消された監査事務所は5監査事務所です。また、当該期間内に抹消リストに記載され、その後記載対象外となった監査事務所は1監査事務所です。この結果、2023年3月31日現在、登録事務所は144監査事務所です。

【登録事務所の内訳】

(2023年3月31日現在)

	監査法人	公認会計士 ^(注)	合計
本登録事務所	125事務所	8事務所	133事務所
準登録事務所	9事務所	2事務所	11事務所
登録事務所計	134事務所	10事務所	144事務所

(注)共同事務所は、共同事務所単位で品質管理レビューを実施しており、当該単位で公認会計士事務所数に含めています。

また、新たに上場会社の監査を希望する監査事務所の準登録事務所名簿への登録を認めるか否かの審査に当たっては、レビューチームが、品質管理のシステムが整備されているかどうかを調査し、必要に応じて以下の点を中心に指導を行った結果を踏まえ、品質管理審査部会及び品質管理委員会が登録の可否を審査及び審議します。

- ・品質管理関連規程及びマニュアル類の整備
- ・上場会社の監査を実施するための十分な人的資源の確保
- ・業務執行社員のローテーション計画の整備
- ・特定の依頼人(契約予定の上場会社)に対する報酬依存度への対応
- ・受嘱予定監査業務の監査リスクの評価

なお、4月1日から翌年3月31日までに開催された品質管理委員会において、本登録事務所又は準登録事務所への登録の申請について、登録の可否を決定した監査事務所等の件数は、下表のとおりです。

	2020年度末	2021年度末	2022年度末
上場会社監査事務所名簿に登録された監査事務所	11事務所	3事務所	10事務所
準登録事務所名簿に登録された監査事務所	7事務所	7事務所	8事務所
準登録審査件数	13件	20件	16件

(注1)上場会社との契約予定が生じる都度、監査事務所は、準登録事務所名簿への登録の申請を行う必要があるため、準登録事務所名簿に登録された監査事務所数と準登録審査件数は一致しません。

(注2)2021年度に品質管理レビューを実施した結果、2023年3月31日までに上場会社監査事務所名簿への登録を認めない決定をした監査事務所が1監査事務所、登録の取消しを決定した監査事務所が1監査事務所あります。

(2)上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置の状況

2022年4月1日から2023年3月31日までに開催した品質管理委員会において、新たに上場会社監査事務所名簿等の登録に関する措置を決定した監査事務所は1監査事務所あります。

(3)登録事務所の開示・審査申立て等の状況

2022年4月1日から2023年3月31日までに、登録事務所に対する懲戒処分等の開示・審査申立て等の状況は以下のとおりです。

① 登録事務所に対する品質管理レビューの結果に伴う開示等の取扱いの状況

品質管理レビューを実施した結果、上場会社監査事務所名簿等において、重要な不備事項が見受けられた旨及びその概要の開示が行われた監査事務所は2監査事務所あります。なお、2022年度通常レビューを実施した結果、改善が確認されたため、開示の取止めを決定しました。

② 登録事務所に対する懲戒処分等の開示等の取扱いの状況

上場会社監査事務所名簿等に懲戒処分等を受けた旨の開示が行われた監査事務所は5監査事務所であり、その内訳は下表のとおりです。

公認会計士・監査審査会から金融庁長官に対し、行政処分又はその他の措置を講ずるよう勧告された監査事務所	4事務所
金融庁から業務改善命令を受けた監査事務所	3事務所
当協会の懲戒処分を受けた監査事務所	—

(注)懲戒処分等を同一の監査事務所が受けている場合も含むため、開示が行われた監査事務所件数とは一致しません。

③ 名簿再登録制限者の指定の状況

新たに名簿再登録制限者として指定された者は2会員(監査法人を含みます。)であり、指定の解除を受けた者はいませんでした。2023年3月31日現在、名簿再登録制限者管理簿に名簿再登録制限者として記載されている者は14会員です。

④ 適正手続等審査会への審査申立ての状況

上場会社監査事務所名簿等への登録又は登録に関する措置に関して、新たに適正手続等審査会に審査申立てをした監査事務所は1監査事務所あり、2023年3月31日までに当該事案に係る結論は議決されました。なお、2018年度から旧上場会社監査事務所登録・措置不服審査会^(注)において継続して審査を実施しているものの、いずれも係争中のため結論が確定していない2監査事務所については、2019年10月1日において、適正手続等審査会の審査に付されたものとみなされており、2022年度に当該事案に係る結論は議決されていません。

(注)品質管理レビュー制度における不服審査機関として設置していましたが、2019年7月の会則変更により、同年10月1日付けで、適正手続等審査会に一元化しました。

4 品質管理レビュー制度改正後の振り返り

2019年7月の会則一部変更において、実効性・透明性の向上を趣旨とする品質管理レビュー制度の見直しを行い、それまでの実務運用における課題認識を踏まえ掲げた品質管理レビューの方針（業務管理体制の理解に基づく計画の策定・実施、根本原因分析及び改善指導）とともに、2020年度から運用してきました。品質管理レビューは、原則3年に一度の頻度で実施しており、アプローチが監査事務所全体に統一かつ均質的に一巡する3か年を意識して運用していることから、これまで3か年（2020年度～2022年度）における主な取組について、以下のとおり振り返りました。

(1) 年次計画の立案及び期中の修正におけるリスク・アプローチの向上

① 実施頻度の柔軟化及び特別レビューの実施要件の緩和

制度改正により、通常レビューの実施頻度の柔軟化、特別レビューの実施要件の緩和が図られたことで、年次計画をより柔軟に立案するとともに、リスクの高い監査事務所へのリソースの効率的・重点的な配分を行いました。

② オフサイト・モニタリングの強化

インターバル期間における各監査事務所に対するオフサイト・モニタリングの定期的な実施を通じて、監査事務所の業務管理体制の変容、個別業務の受嘱の動向などを把握し、その結果を年次計画に適時に反映することで、年次計画の精度向上を図りました。

③ 改善状況の確認の実施

通常レビューやオフサイト・モニタリングの結果を踏まえ、自主改善に懸念のある監査事務所を慎重に選定の上、監査事務所の状況に応じて対象とすべき領域を拡大して改善状況の確認を行いました。対象とした監査事務所において、改善不十分な事項や新たな改善勧告事項が発見されたケースもあり、リスク・アプローチに基づく改善指導の実務の定着と効果的な運用が図られてきています。

(2) 指導機能の強化

① 改善勧告書において根本原因に対応した改善を求める旨の記載

重要な不備事項の有無にかかわらず、多数の発見事項が検出され、又は共通の発見事項が複数の個別業務で発見されているなど、根本原因を踏まえた継続的な改善指導が必要な監査事務所に対しては、書面による根本原因分析結果の徴求のほか、改善勧告書において根本原因に対応した改善を求める旨の記載を積極的に行い、改善指導の強化を図りました。

② 中小監査事務所に対する往査後の指導の実施

登録事務所を中心に、往査終了時に、業務管理体制を含む根本的な原因を踏まえた改善施策が実行可能で効果的なものとなっているか確認し、必要に応じて当該改善施策の見直しを指導するなど、指導機能の発揮に努めました。

(3) 品質管理レビュー制度の透明性の向上

① 上場会社監査事務所名簿等登録事務所に関する不備事項の開示の拡充

制度改正前は、監査事務所に対する措置として、限定事項付き結論(極めて重要な準拠性違反の懸念あり)の場合等においては、限定事項の概要を上場会社監査事務所名簿で開示していましたが、改正後の3か年においては、「極めて重要な不備事項」又は「重要な不備事項」が認められた場合に、その概要を上場会社監査事務所名簿に開示することにより、品質管理レビュー制度の透明性の向上に努めました。

(注)2023年度品質管理レビュー方針及び3か年の品質管理レビュー基本方針を当協会ウェブサイト(<https://jicpa.or.jp/about/activity/self-regulatory/quality/>)に公表しています。

品質管理委員会の構成員

品質管理委員会の構成員は、以下のとおりです。(2023年5月23日現在)

品質管理委員会		
委員長 小倉 加奈子 日本公認会計士協会 副会長	委員(*) 石本 哲敏 東京弁護士会 弁護士	委員(*) 菊池 教之 株式会社東京証券取引所 上場部長
委員(*) 堀江 正之 日本大学 教授	委員 湯川 喜雄 日本公認会計士協会 常務理事	委員 新井 達哉 日本公認会計士協会 常務理事
委員 太田 稔 日本公認会計士協会 常務理事	委員 北方 宏樹 日本公認会計士協会 常務理事	委員 小林 尚明 日本公認会計士協会 常務理事
委員 椎名 弘 日本公認会計士協会 理事	委員 三橋 留里子 日本公認会計士協会 理事	

(*)会員外の有識者を表示しています。

(注1)2022年6月30日をもって林謙太郎氏が退任し、2022年7月1日から菊池教之氏が就任しました。

(注2)2022年7月25日定期総会をもって、小暮和敏氏、唐津恵一氏、丸島俊介氏、北澄和也氏、伏谷充二郎氏、南 成人氏が退任し、小倉加奈子氏、石本哲敏氏、蟹江 章氏、太田 稔氏、三橋留里子氏、湯川喜雄氏が就任しました。

(注3)2023年3月31日をもって蟹江 章氏が退任し、2023年4月1日から堀江正之氏が就任しました。

本冊子に対するご意見・ご要望等の連絡先
「品質管理レビューご意見受付窓口」電子メールアドレス
qc-opinion@jicpa.or.jp

* 法定監査従事者の必須研修科目「監査の品質及び不正リスク対応」研修教材



教材コード Q030007

研修コード 3101

履修単位 1.5単位

<申告方法>

電子申告又はFAX申告(随時申告書第一号用紙CPD指定記事専用)で申告してください。なお、複数の媒体に掲載していますが単位申告は1度のみ、申告方法はいずれの場合も200字程度の研修概要等の記載が必要です。

FAX : 050-3737-6397

<単位の上限>

1事業年度に履修し申告できるCPD指定記事の単位の上限は40単位です(ただし、CPD指定記事を含む自己学習全体で40単位が上限です。)

<問合せ先>

〒102-8264 東京都千代田区九段南4-4-1

日本公認会計士協会

(単位に関する問合せ)

問合せ窓口 cpd_support@sec.jicpa.or.jp

(本冊子送付及び内容に関する問合せ)

自主規制本部 品質管理グループ qc-office@jicpa.or.jp



日本公認会計士協会